

第5章 末広開堤防の掘削調査

第1節 調査の概要

玉名市教育委員会では、平成19年度から20年度にかけて、末広地区排水対策特別事業に伴う末広開堤防の調査を行った。堤防の一部を掘削して排水路を設置する工事であり、掘削する部分について、堤防の埋没している部分や堤防の断面の状況、石積みの状況などが判明した。特に現在の堤防の内側にも改修前の堤防が存在することが確認され、堤防の改修の状況が明らかになった。

調査に至るまでの経緯については、玉名市大浜町において、県営事業として末広地区排水対策特別事業が計画された。事業の内容は、明辰川流域の末広地区を含めた範囲の排水が不十分であり冠水恐れがあるため、末広開堤防を掘削して排水路を設置する工事である。しかし末広開堤防と樋門、明丑開堤防は熊本県指定文化財であり、工事地点は指定範囲外ではあるが末広開堤防の一部であった。このため熊本県玉名地域振興局農地整備課、熊本県教育庁文化課、玉名市役所耕地課、玉名市教育委員会文化課で協議した結果、掘削時に工事立会を行い可能な限り記録を作成することとなった。また、熊本県遺跡地図には周知の埋蔵文化財として記載されていなかったため、熊本県教育庁文化課と協議を行ない「末広開堤防跡」として遺跡地図(マイラー原図)の変更を行った。(平成19年12月28日付け教文第2271号にて変更通知)そして平成20年1月31日付玉名農整第568号にて熊本県知事から文化財保護法94条による通知があり、平成20年2月12日から工事と共に調査を開始した。調査の組織及び調査指導・調査協力者については、第1章でまとめて記した。工事は株式会社末広建設が行い、実測図の作成は株式会社九州文化財研究所が行った。

第2節 調査の経緯及び方法

工事の内容は、末広開から海側の横島干拓側に、末広開堤防を潜る排水路を設置するものである。堤防の一部約20mを掘削してコンクリートボックスを設置し、工事後は堤防の復元を行い、内側堤防のみを元々の石材で復元した。

調査は、掘削前に石垣面の海側及び陸側部分の立面図を1/100スケールで作成した。堤防の掘削は、まず上半分の石垣を取り崩しながら行ない、途中で内側堤防の存在を確認した。その時点で外側堤防の石垣を取り崩し、さらに道路面を掘り下げ外側堤防の最下層まで確認した。外側堤防の道路面以下の立面図を作成した後、堤防を除去して内側堤防の石垣を露出し、立面図を作成した。この間、掘削と平行して断面図も1/20スケールで作成した。そして内側堤防を掘削し、層位等を観察して外側堤防の断面と合成して全体の断面図を完成させた。堤防の除去後はかつての干潟面であったと思われるが、工事での掘削は堤防のさらに下位まで及ぶため、干潟の観察を行ったが基礎工事等の痕跡は確認されなかった。

第3節 調査の成果

1. 内側堤防

全体の規模は、高さ約4.6m、幅約11mを測る。石垣の積み方は安山岩の切石を布積し、確認した範囲ではすべて空積である。裏込めも主に安山岩の割石で、漆喰などの接合材は用いられていなかった。堤防の天端はやや内側に巻き込むよう傾斜しており、本来の高さがどこまであったかは不明である。基礎部分については、粗朶を敷き、その上に一本の丸木を一行に敷き、その上に石を載せて構築されていた。粗朶は干潟の土と交互に敷いてあったとみられ、3層ほどあった可能性がある。石垣の裏込め部分と、土盛りの部分は粗朶で区分されており、最下層から1mほどは粗朶が明瞭に確認された。堤防土手部分は干潟の泥を積み上げたとみられ、主に粘性土と砂質土である。下位ほど還元した青灰色を呈し、中位より上は酸化した褐色になる。

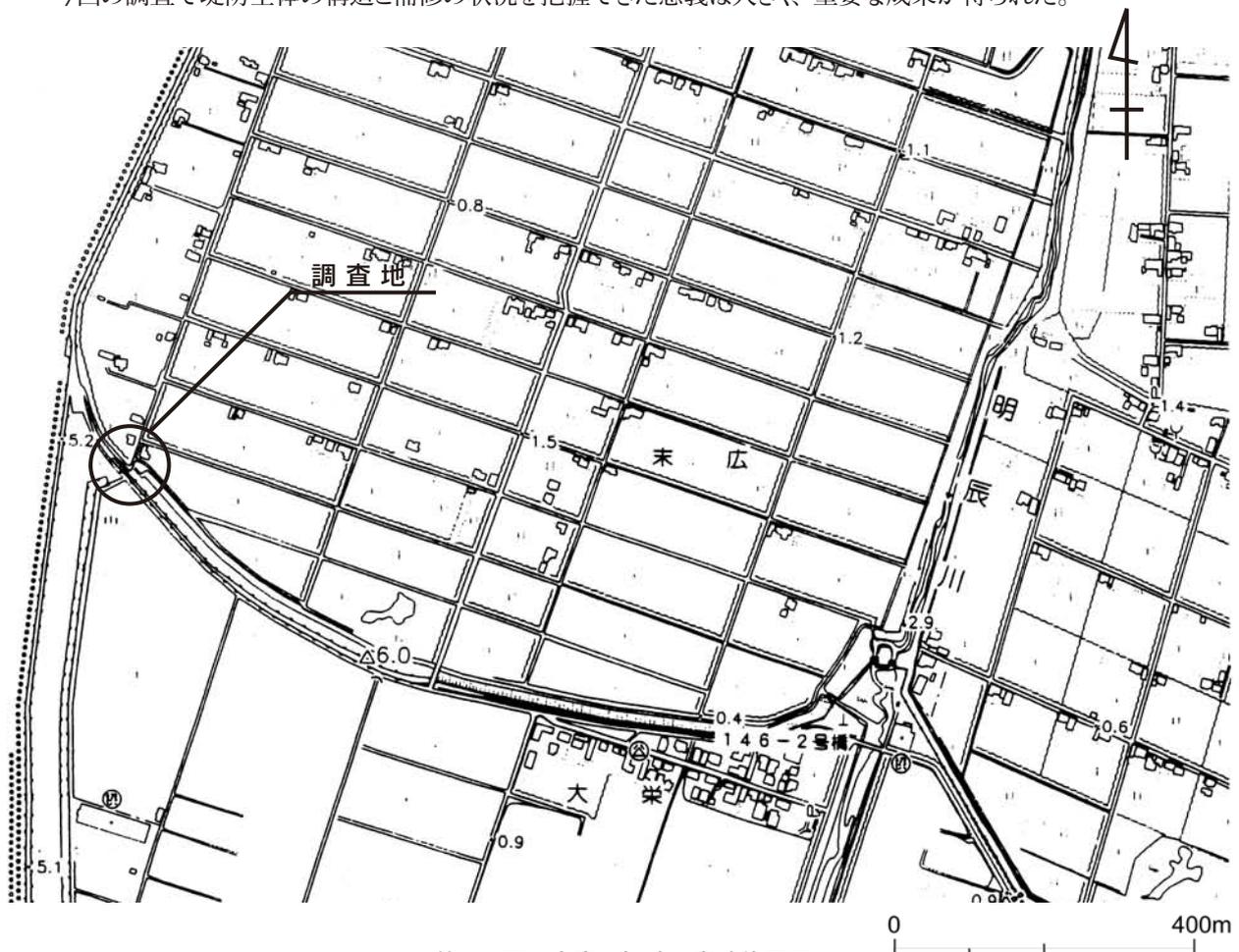
2. 外側堤防

全体の規模は、高さ約 6.7m、幅約 14.5m を測る。堤防の下位約 2.1m は道路面以下に埋没しており、今回の調査で初めて確認された。堤防の石積みは上半部と下半部の 2 段に分けて構築されており、下半部の上部は内側に巻き込むように積まれ、その上に上半部を乗せるようにして構築される。積石垣の積み方は安山岩の切石を布積し、灰白色のモルタル状の接合材で練積みされる。裏込めは安山岩の割石を人造石で固め、下半部の裏込めは内側堤防に密着していた。上半部の上から 3 段分の裏込めは、陸地側の面を揃えて積まれていた。下半部の下から 3 段分は空積であり、裏込めも接合材は使用されず、割石のみであった。下半部中位の 5 段分は、人力で崩れる程度のやや脆い黄褐色の漆喰が使用されていた。基礎部分は、粗朶を敷き、その上に丸木を一列敷き、その上に石を載せて構築されていた。丸太止めとみられる杭が検出されたが、等間隔でもなく、任意の位置に状況にあわせて打ち込まれていたと思われる。堤防土手部分は干潟の泥を積み上げたと思われ、主に粘性土と砂質土である。内側堤防を包み込むように盛られ、陸地側は谷積の石垣で土留めされる。

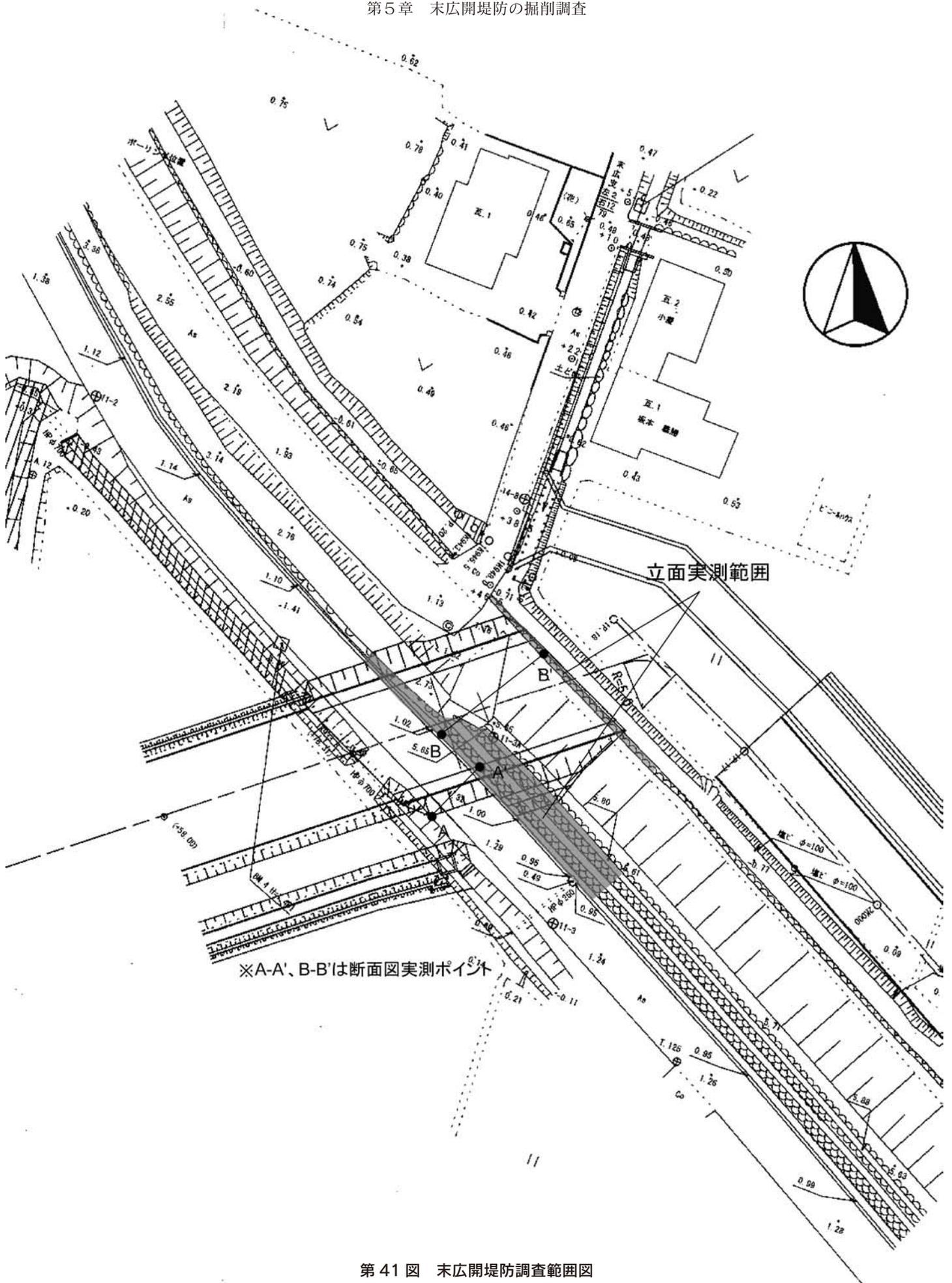
3. 堤防補修の課程

末広開は明治 28 年竣工であるため、堤防の完成もほぼ同時期であると考えられる。堤防は何度も潮害被害で修復されているが、潮害の決壊で基礎まで全体が流されることは考えにくく、今回確認した内側堤防が干拓の築造当時の堤防であるとみられる。その後幾度かの補修を経て現在の外側堤防に改修されたのが昭和 2 年の潮害後である。明治 28 年築造以来、少なくとも大正 3 年、8 年、昭和 2 年に潮害によって大規模に堤防が決壊しており、今回の調査で確認された範囲においては、石積が上下とも布積であり、昭和 2 年の潮害での補修が谷積で行われたとすると、この部分は潮害による決壊が免れた範囲であると考えられる。

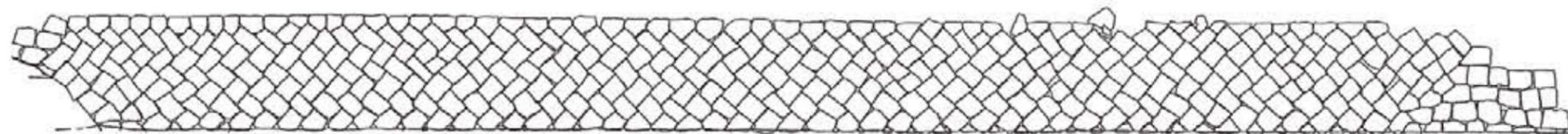
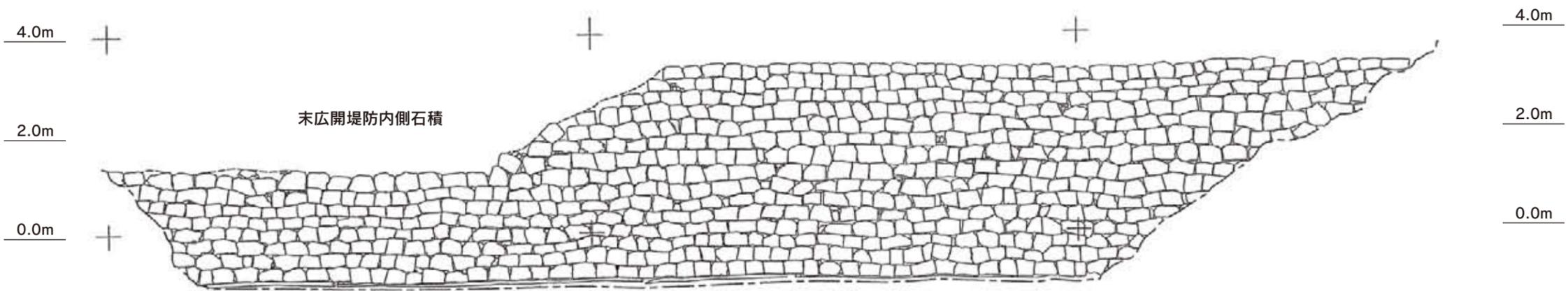
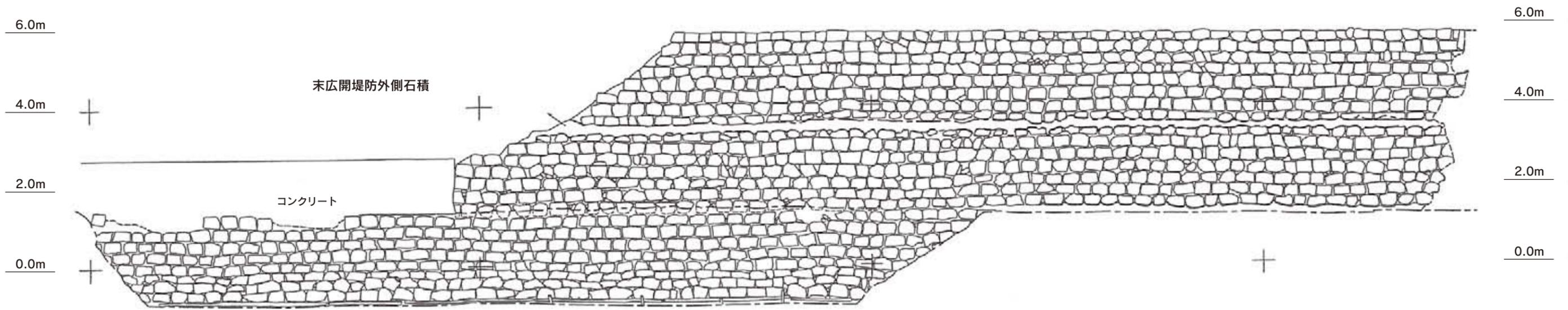
今回の調査で堤防全体の構造と補修の状況を把握できた意義は大きく、重要な成果が得られた。



第 40 図 末広開堤防調査地位置図

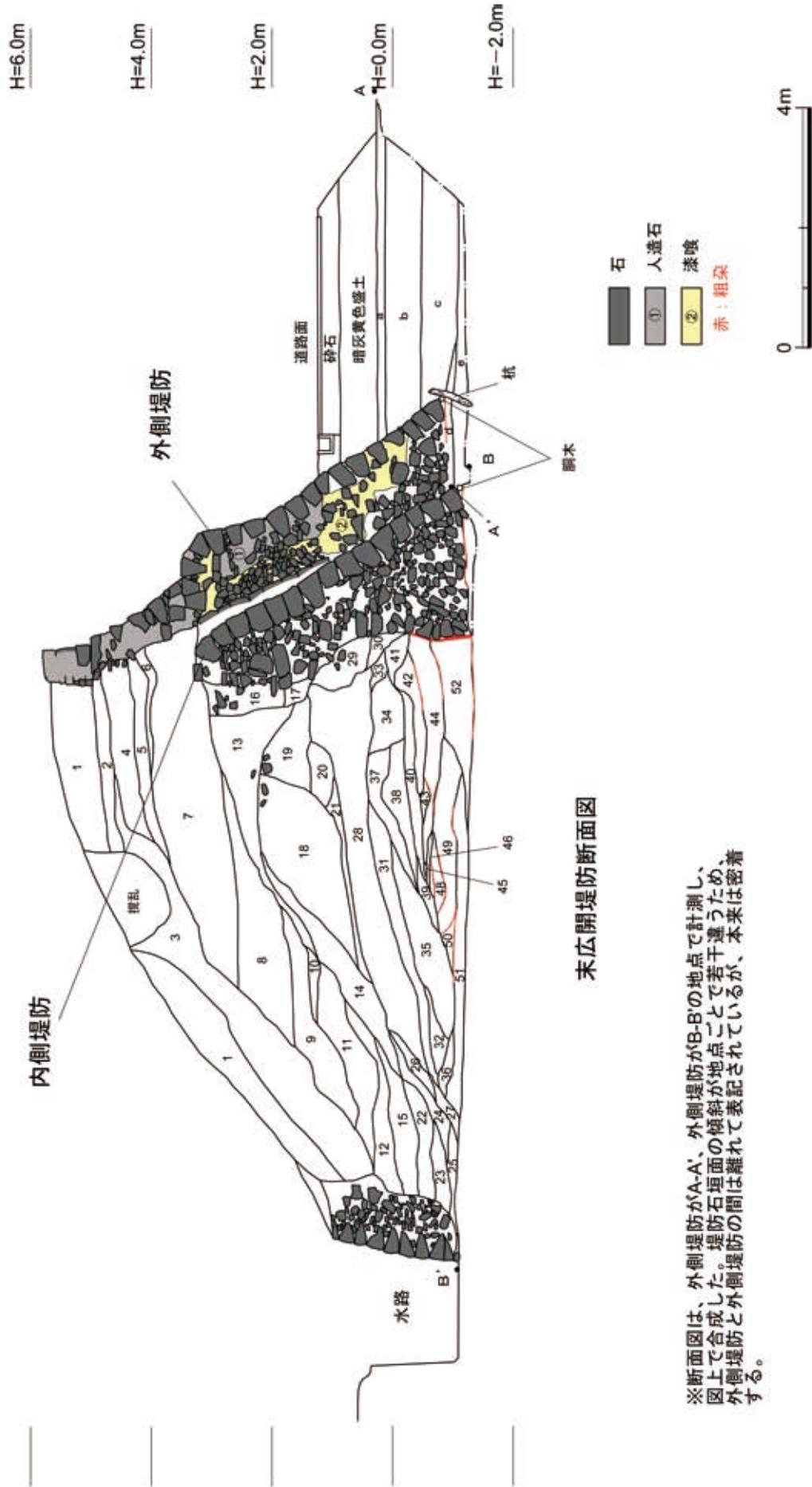


第41図 末広開堤防調査範囲図



第 42 図 未広開堤防立面図





末広開堤防断面図

※断面図は、外側堤防がA-A'、外側堤防がB-B'の地点で計測し、図上で合成した。堤防石垣面の傾斜が地点ごとで若干違うため、外側堤防と外側堤防の間は離れて表記されているが、本来は密着する。

第43図 末広開堤防断面図



写真 56 末広開潮受堤防全景（水路掘削工事後、西から）



写真 57 末広開潮受堤防水路掘削前（南から）



写真 58 末広開潮受堤防水路掘削前（西から）



写真 59 末広開潮受堤防上半部掘削（西から）



写真 60 末広開外側堤防掘削状況（西から）



写真 61 末広開外側堤防石積み断面（西から）



写真 62 末広開外側堤防下半部（南東から）



写真 63 末広開外側堤防下半部石積み状況



写真 64 末広開外側堤防下半部石積断面（西から）



写真 65 末広開外側堤防基礎部分



写真 66 末広開外側堤防下半部掘削状況



写真 67 末広開内側堤防（南西から）



写真 68 末広開内側堤防掘削状況（南西から）



写真 70 末広開内側堤防石積み断面（西から）



写真 69 末広開内側堤防土層断面（西から）



写真 71 末広開内側堤防掘削状況（北から）



写真 72 末広開内側堤防胴木検出状況



写真 73 末広開内側堤防除去後



写真 74 水路工事掘削状況

第6章 保存管理計画

1. これまでの管理状況

玉名市大浜町の末広開から横島町の大豊開に至る潮受堤防は、約5kmに及ぶ長大な建造物で、文化財としては他に類をみない規模と範囲であり、国内最大級を誇る。土地所有者は現在玉名市である。国営干拓の完成後、昭和51年に国の直轄管理である海岸保全区域から外れ、第一線の潮受堤防としての役目を終えて以来、特に補修はされず現在に至る。

堤防の海側には、玉名市土地改良区の用水路が設置されており、その維持管理のための除草が地元の当該区によって実施されてきた。堤防の陸側の法面は、かつては慣例的に地元で一家ごと範囲を区切って管理担当が決められており、ノリ養殖用の女竹が植えられているなどしていた時代もあったが、現在は事実上管理は行われておらず女竹やトキワが生い茂っている。六枚戸が設置されている明辰川については、河川法による2級河川または準用河川ではなく水路扱いである。流域の大部分が水田であるため、必然的に農業用排水路として機能しており、管理には旧横島町、玉名市、土地改良区、熊本県など農業分野を中心に複数の機関、団体が関わっている。

横島町の文化財保護顕彰会においては、早くから地域の歴史的遺産として認識されており、樹木の伐採・除草作業が実施された。近年は年数回市役所職員らと共同でボランティア活動の一環として除草作業が行われている。

2. 現状と問題点

堤防はかつての潮受堤防であったため、全体的に堅牢で倒壊や破損の恐れはほとんどないが、細かい部分でモルタルの剥離、小規模な石垣のズレなどが生じている。大規模な崩落を招きやすい樹木の生育を抑制し、除草を適切に行う必要がある。

堤防陸側法面の女竹、トキワの密集部分については、本来土盛りの保護及び波除として植えられたという経緯があり、堤防の保護の観点からは現状でも特に支障はない。しかし周辺は水田、施設園芸によるトマト、イチゴが盛んである。雑草などが生い茂っている場所は作物の病気が発生する元にもなり、またタヌキなどの作物を荒らす有害な小動物の棲みかともなるという指摘もある。

明辰川については、増水時には流域水田の冠水の恐れがある。現在の六枚戸の水門高では排水機能が十分ではなく、熊本県玉名地域振興局によって河川改修計画が検討されているところであり、本来農地を守るはずの六枚戸が逆に健全な営農の妨げになっている面もあるが、六枚戸・二枚戸の現状を保ちつつ排水機能も万全な計画を立案する必要がある。

3. 保存管理の基本方針

- ①堤防の石垣部分の除草は、文化財としての価値を損なわないよう適切に行う。また、地元のボランティア活動での除草等は、文化財の重要性の普及・啓発の観点から望ましいことであり、引き続き行っていくよう推進する。
- ②堤防の補修については、現在文化財としての価値を損なうような破損は認められず、緊急性を要する状況にはないが、小規模な破損の補修は長期構想の中での整備計画で行う。
- ③堤防陸側法面のトキワ等繁茂状況は、これ以上の繁茂範囲拡大に留意し、農業経営にも影響を与えないよう十分配慮する。
- ④明辰川の河川改修計画は、事業担当部局と文化財保護担当部局と十分連絡を取り合い立案する。

⑤文化財が所在する地域では、文化財保護に対する意識向上のため地元と密接に連携する。

4. 整備活用へ向けての長期構想

適切な保存管理がなされることで、文化財の整備及び活用が見込まれる。以下、将来にわたる整備活用へ向けての長期構想の基本方針を示し、整備基本計画の策定へ努める。

- ①干拓堤防という特性を活かした整備活用に取り組む。
- ②整備活用が、玉名市及び地元の利益と地域活性化に繋がるよう努力する。
- ③一時的ではなく、永続的な効果が期待できる整備活用となるよう十分な検討を踏まえた上で実施する。
- ④地域の歴史を学べる場として、また観光やレクリエーションの場として広く活用する。

〈参考文献〉

- 1933 『昭和貳年熊本県潮害誌』 熊本県
- 1916 『熊本県潮害誌』 熊本県
- 1980 『玉名海岸保全工事誌』 九州農政局玉名海岸保全事業所
- 五十年史編集委員会編 1991『五十年史』 建設省九州地方建設局菊池川工事事務所
- 熊本県玉名事務所耕地課編 1988『たまな平野史』 熊本県農政部
- 熊本県土地改良史編集委員会編 1990『熊本県土地改良史』 熊本県
- 1992 『九州の干拓』九州農政局土地改良技術研究所
- 有明干拓史編纂委員会編 1969『有明干拓史』 九州農政局有明干拓建設事業所
- 横島町史編纂委員会編 2008『横島町史』 玉名市
- 横島町文化財保護委員会編 1995『横島郷土誌副読本』 横島町教育委員会
- 園田一亀 1949『横島郷土志』 横島村役場(1979 復刻)
- 天水町史編纂委員会編 2005『天水町史』 天水町
- 岱明町史編纂委員会編 2005『岱明町史』 岱明町
- 玉名市史編集委員会編 1993『玉名市史 資料篇3 自然民俗』 玉名市
- 玉名市立歴史博物館ころもピア編 2005『玉名市史通史篇下巻』 玉名市教育委員会
- 玉名市役所秘書企画課編 1987 高瀬湊関係歴史資料調査報告書(1) 玉名市歴史資料集成第1集 玉名市
- 玉名市役所秘書企画課編 1987 高瀬湊関係歴史資料調査報告書(2) 玉名市歴史資料集成第3集 玉名市
- 八代市教育委員会編 2004『八代海干拓施設調査報告書』八代市文化財調査報告書第22集 八代市教育委員会
- 水野哲郎編 1999『熊本県の近代化遺産 - 近代化遺産総合調査報告書 -』 熊本県教育委員会
- 規工川宏輔 「玉名平野の開発と横島干拓」『よこしま』九州農政局横島干拓建設事務所
- 沼垣 功 1974『横島に伝わる地名と由来』
- 牧 隆泰 1953『干拓埋立農地造成』 理工図書株式会社
- 堤 伝 1988『改訂柳川地方干拓誌』 改訂柳川地方干拓誌刊行会
- 胡 光ほか 1994『柳河藩の近世干拓 —史料と解説—』九州歴史資料館分館柳川古文書館
- 樋口輝久・馬場俊介 1999『岡山藩の干拓地における石造樋門』『土木史研究 第19号』土木学会
- 山野明男 2006『日本の干拓地』 財団法人農林統計協会
- 本田彰男 1970『肥後藩農業水利史 - 肥後藩農業水利施設の歴史的研究 -』
熊本県土地改良事業団体連合会・熊本県普及事業協議会(熊本県庁農政部農業改良課内)

附編1 旧玉名干拓施設国指定記念シンポジウムの記録

玉名市教育委員会では、旧玉名干拓施設が国の指定を受けたことを記念して、平成22年9月25日に記念シンポジウムを開催した。当日用意した300席はほぼ満席となり、充実したシンポジウムとなった。その内容について発表要旨などを紹介する。発表要旨は、講師及びパネルディスカッションパネラーの方々に作成して頂いた資料及び当日の発表内容を元に、末永が文章化した。

九州沖縄から文化カプロジェクト参加事業・近代化遺産全国一斉公開2010参加事業

旧玉名干拓施設国指定記念シンポジウムプログラム

【日時】平成22年9月25日(土) 13:00～

【場所】玉名市横島町公民館多目的ホール

【主催】玉名市 玉名市教育委員会

【日程】

- | | |
|--|-------------|
| 1. 開場 | 12:30 |
| 2. 開会 | 13:00 |
| 3. 主催者挨拶：玉名市長 | 13:05 |
| 4. 来賓挨拶：熊本県教育委員会 | 13:10 |
| 5. オープニングアトラクション | 13:20 |
| 「横島潟担い節」(子ども潟担い節保存会) | |
| 6. 基調講演 | 13:40～15:10 |
| (1)「旧玉名干拓施設の調査を終えて」 | |
| 講師 山尾 敏孝 氏(熊本大学大学院自然科学研究科教授) | |
| (2)「西日本における近世～近代の干拓遺構について」 | |
| 講師 馬場 俊介 氏(岡山大学大学院環境学研究科教授) | |
| <休憩> | 15:10～15:20 |
| 7. パネルディスカッション | 15:20～16:40 |
| テーマ「旧玉名干拓施設の評価と保存・活用への展望」 | |
| コーディネーター 山尾 敏孝 氏 | |
| パネリスト | |
| 馬場 俊介 氏 | |
| 内山 幹生 氏(熊本大学文学部附属永青文庫研究センター) | |
| 前川 清一 氏(玉名市文化財保護審議会副会長・元熊本県教育庁文化課課長補佐) | |
| 大谷 壽 氏(横島町文化財保存顕彰会長・玉名市教育委員長) | |
| 田中 順子 氏(子ども横島潟担い節保存会事務局) | |
| 8. 質疑応答 | 16:40 |
| 9. 閉会 | 16:50 |

【趣旨及び目的】

玉名市大浜町、横島町に残る干拓関連施設が、平成 22 年 6 月 29 日に「旧玉名干拓施設」として国指定重要文化財となった。明治時代に起源を持つ干拓堤防・樋門が、保存状態も非常に良好で延長約 5.2 km にわたって残存しているのは全国でも稀であり、歴史的にも価値が高いと評価を受けた。

玉名市は、熊本県北部の有明海沿岸に位置し、菊池川下流域の大部分を市域とする。江戸時代以降干拓が盛んに行われ、堤防や樋門が各地に残存している。近年、近代以降の建造物については、「近代化遺産」として文化財の価値が見出されており、干拓施設もその概念に含まれる。それ以外にも土木工学、農業土木などの技術的な面からの視点や、干拓の歴史の中での位置付け、さらには干拓地独特の風景を含めた景観など、多方面からも非常に高い評価を受けている。これらの観点で、各分野から専門家を招き、玉名市の干拓施設の評価を行い、今後の文化財としての保存・活用の土台を形成する。

【シンポジウム講師・パネラープロフィール】

基調講演① パネルディスカッションコーディネーター

山尾敏孝 (熊本大学大学院自然科学研究科教授)

昭和 27 年大分県出身

熊本県近代化遺産総合調査委員として玉名市の干拓施設の調査を実施。

元土木学会近代土木遺産調査小委員会協力委員

基調講演② パネルディスカッションパネラー

馬場俊介 (岡山大学大学院環境学研究科教授)

昭和 24 年名古屋市出身。名古屋大学教授、岡山大学教授を経て 2005 年から現職。

愛知・岐阜・三重・京都・岡山・香川・島根・山口各県の近代化遺産総合調査に参加。

パネルディスカッションパネラー

内山幹生 (熊本大学文学部附属永青文庫研究センター)

昭和 23 年熊本県松橋町(現宇城市)出身。学習院大学経済学部卒業。民間企業に勤務後、西南大学大学院文学研究科修士課程および九州大学大学院比較社会文化学府博士後期課程で近世史学を研究(近世海辺開発史)。『横島町史』の執筆にも携わる。

前川清一 (玉名市文化財保護審議会副会長・元熊本県教育庁文化課課長補佐)

玉名市滑石出身。教職員を経て熊本県文化課で県内の文化・文化財行政に携わる。平成 21 年度に文化課を定年退職。

大谷 壽 (横島町文化財保存顕彰会長・玉名市教育委員長)

昭和 15 年横島町出身。横島小学校校長、旧横島町教育長を歴任。平成 21 年度から横島町文化財保存顕彰会長として横島町内の文化財保護活動に取り組む。

田中順子 (子ども横島潟担い節保存会事務局)

昭和 40 年愛知県出身。平成 2 年結婚を機に横島町へ。現在、横島学童クラブを運営。横島いちご文庫・小中学校での読み聞かせ活動。熊本県男女共同参画地域リーダー、文科省「家庭教育支援事業」委託。

基調講演(1) 「旧玉名干拓施設の調査を終えて」

山尾敏孝(熊本大学大学院自然科学研究科教授)

加藤清正が慶長 10(1605)年に横島山の北部に石塘を築いて造成したといわれる小田牟田新地に始まった干拓は、江戸時代以降盛んに行われた。菊池川下流左岸に明治時代中期を中心に築造された干拓施設である、旧玉名干拓施設は、末広開潮受堤防、末広開東三枚戸樋門、末広開西三枚戸樋門、末広開二枚戸樋門、明丑開潮受堤防、明豊開潮受堤防、大豊開潮受堤防から構成される。いずれもこれらの干拓地先に国营横島干拓が実施され、昭和 42 年に潮止が完了したことから第一線の堤防として機能を終え、以来他の同時代に築造された堤防が順次改修される中、昭和 2 年の潮害での改修後の姿を保ったまま今日に至る施設である。

明治時代に起源をもつ石造堤防を、延長約 5.2km にわたって見ることができるのは全国的にも稀有なものであり、土木学上および歴史的土木建造物として重要である。また、近代から現代にかけての干拓に関する農業土木技術の変遷過程を示す第一級の資料として評価される。近世から続く伝統的な石造技術から、明治、大正、昭和にかけてコンクリートを使用するなど近代的な技術が確立されていく過渡期に築造および改修されており、各時代技術を示す施設を紹介する。

烏帽子開の地先に築造された末広開(122ha、1.2 km)は、菊池川沿いの新地で明治 28(1895)年に潮止めが行われた。なお、潮止め・排水のための樋門が明丑開堤防との境に明辰川の水と末広・明丑開の排水のための三枚戸樋門が 2 基(六枚戸)、その西側の二枚戸樋門が 1 基残されており、この地域では唯一残る旧樋門である。また、横島では、明治 25 年以降約 10 年間に新地が相次いで開かれ、そのうち明丑開(88.2ha、1.4 km)は、明治 26(1893)年に竣工し、昭和 42(1967)年に国营干拓が完了するまで、明丑堤防は第一線の潮受堤防としての役割を果たした。明豊開(82ha、1.7 km)と大豊開(43.4ha、0.7 km)は十番開・大開の南側にあり、江戸時代末期、有吉家によって大規模干拓(豊明新地)が行われた区域である。文久 3(1863)年の暴風で堤防が決壊(十番開のみ完成)放棄されていたが、干拓権を持つ有吉家の許可を得て、横島村の出資者により明治 24(1881)年、再び明豊開干拓に着工、明治 26(1893)年に潮止めが行われた。大豊開は豊明新地の一部で、新地造営は横島では最も遅く明治 35(1902)年に完成した。

堤防に使用されている石材は、分析結果から金峰山系の安山岩と、天草の松島の合津石が使用されている。灰色の石が安山岩で、黄色っぽいのが合津石である。堤防の石の積み方は、大きく分けて布積と谷積があり、基本的には布積を主体とし、潮害で修復された部分が谷積である。長い期間で何度も決壊し、その度に何回も補修が繰り返されていった。

これら干拓施設は、指定して終わりではなく、これからの活用が大切。みんなの知恵と努力で活用方法を見出すことが大切。当面は草刈の問題で、堤防が草に覆われることなく常に見学可能な状態しておくのがよいか、それもなかなか労力が要る。本日のパネルディスカッションで良い知恵が出るのを期待したい。



横島潟担い節



講演状況

基調講演(2) 「西日本における近世～近代の干拓遺構について」

馬場俊介(岡山大学大学院環境学研究科教授)

近世～近代の干拓が遺構という形で残っているのは、ほぼ西日本に限定される。とりわけ、現在の県名に直すと、中国では岡山、広島、山口の3県、四国では愛媛の1県、九州では佐賀、熊本の2県がその中心となる。しかし、同じ干拓農業でも、地域と時代によって大きな差がある。さらに、干拓遺構は、干拓堤防、干拓樋門、干拓地に水を供給するための用水路の3つに分かれるが、その何れもが同じように造られ、同じように残っているわけではない。時代を例にとれば、江戸期に干拓が盛んに行われた中国地方の3県には、江戸期の干拓樋門が相当数残っている。しかし、近代に入ると、農業県としての振興を図った岡山を除き、干拓遺構は姿を消す。また、江戸期の干拓樋門にしても、岡山、広島、山口東部、山口中部、山口西部では同じ花崗岩を原料にしても、形態は全く異なる。一方、九州では、熊本北部、熊本中部という地域差に加え、凝灰岩・安山岩という岩質の違いがある割には、樋門形態の多様性は少ない。一方、干拓堤防は、土で迅速に造る岡山(近代は石)と、石で丁寧な造る熊本とでは、大きな隔りがある。最後の農業用水路は、干拓地の多くが市街地化した岡山では雁木や石桁が水路に沿って数多く造られたが、現役の農地である有明海干拓では水路として以外の機能は見られない。

保存・活用という点から干拓遺構を考えると、2年前の岡山では近世(17世紀後半)の農業遺構を世界遺産という運動が盛り上がった。私は、その論理的位置づけの中核を担ったが、①官主導でなく、民主導だった、②農業遺産のほとんどが文化財無指定だった、③県の教育委員会の方針で農業以外のものの比重が高くなり焦点がぼけてしまったこと、などから落選した。その際、江戸期最大の沖新田(干拓地)を縦貫する百間川の河口に大規模な樋門群を造り、洪水制御と悪水制御を両立させた証としての大水尾(おおみお)旧堤は文化財登録の一手前までいった。また、沖新田に水を供給する倉安川の取水部に設けられたわが国最古の閘門である吉井水門(県史跡)の国史跡化の運動も一時は盛んであった。しかし何事も地元の行政が不熱心・不作為だと、民間だけの運動は世論を巻き込んで長続きしない。唯一救いの感があるのは、日本最大を誇る岡山の灌漑水路網について、県の商工会議所が水路散策マップを3000部作成し、市民の意識改革を起こそうとした点である。一方、近代に関して言えば、数年前、明治後期の児島湾干拓遺構を群として国重文化することを文化庁は狙ったが、地元の合意が得られず破綻した。その時、熱心だった旧灘崎町(現岡山市)の干拓堤防と干拓樋門は県重文となり、地元は大いに盛り上がった。指定になった土木遺産が効果的に活用されているかどうかについては、残念ながら成功している例というのは非常に少ない。ひとえに県民性かもしれないが、最低限今の景観をそのままに保存しておいてもらいたい。

岡山の児島湾干拓と、有明海干拓は、全国有数の干拓地帯といえる。大まかにいって児島湾干拓は樋門の残存状況が良く、有明海、特に玉名市域は堤防の残存状況が良いといえる。また、今回は明治時代の干拓施設が指定となったが、それ以外の江戸時代の干拓施設も非常によく残っているので、それらも指定へ向けて努力してもらいたい。

国指定の文化財になるかどうかは、ひとえに地元の熱意で決まる。そういう意味では、旧玉名干拓施設が国指定となったことで、地元の方々に敬意を表したい。

(パネルディスカッションの発表内容と統合)



講演状況

パネルディスカッション テーマ「旧玉名干拓施設の評価と保存・活用への展望」

内山幹生（熊本大学文学部附属永青文庫研究センター）

1. 「干拓」という言葉の説明

「干拓」という言葉そのものは、大正3年の耕地整理法改正のときに制定された用語である。明治維新後、しばらくの間、現在云うところの干拓に相当する言葉の規定はなく、法律的には明治22年の地租条例第16条の5項で、「埋立」という言葉に干拓の意味を拡大解釈して運用されていた。当然それ以前の文書・記録の中に「干拓」という言葉はない。

2. 江戸時代以前の干拓を意味する言葉

近世や中世の文書を見ると、①海辺新地、②開発（かいほつ・かいはつ）などと表現されている。藩政時代、熊本領内では、新地（しんち）あるいは開（ひらき）などと呼ばれた。

3. 干拓による耕地拡大推進の直接的契機

熊本領の場合は、干拓の前提条件として、発達する干潟の存在があった。排水対策としての干拓を別にとすると、その開発動機は、政治・社会・経済など多様な要素が考えられ、基本的には次の三点に整理できる。

①近世の熊本領内は恒常的に人口増加傾向にあり、耕地拡大の必要があった。

②農業技術の発展などにより、農業生産の集約化が進んでいたが、1700年代の中頃にはすでに限界に達していた。

内陸部の開発はすでに相当進展しており、農業生産を拡大するには海辺の干潟を開発することが効率的。

③領内の経営という観点から、財源（歳入）を確保する必要があり、広大な海辺干潟に干拓地を造成して生産力増大を図った。

玉名・横島地域の開発動機も、基本的にはこれらに該当する。しかし近世後期横島の干拓については、地域社会からの圧力、つまり玉名地域農民の開発意図・意志を、世襲家老有吉家と藩主の一門細川内膳家が、彼らに代わって体现した形になっている。それは干拓地の支配形態からみても明らかである。

4. 横島漕いない節

①横島漕いない節は、干拓地の漕切りに関連した一連の作業の中で、労働者がお互いの息を合わせるために唄った労働歌である。同様の唄は、九州各地の干拓地にはほぼ共通的に存在しており、熊本でも有明海・不知火海の干拓地に新地節や大鞆節として数多く伝承されている。

②八代の大鞆節は文政四年の七百町新地築造の折、天草の漕切人夫によって成立したといわれている。その後、不知火海と有明海沿岸を北上して横島に伝わったとみられる。玉名・横島の干拓工事にも、天草の石工など労働者が多数参加しており、彼らとの交流によって横島独自の言葉で歌われるようになった。

5. 旧干拓施設の今後の保存・活用について

①干拓地の特徴的景観として、地平線の美しさが挙げられる。広大な低平地のスカイラインに干拓堤防のラインが重なり、独特の美観を形成している。玉名・横島の景観は、その典型といえる。

②地域住民・市民の方々は、自らの生活環境として日々干拓地に暮らしておられるので、外部の人々との環境認識に多少の相違があるのかもしれない。それは、堤防によって生活全般が守られてきたということ、同時に地域全体が運命共同体であるという事実と無関係ではない。

③旧干拓施設は、それが現役であった時代においても、今現在役目を終えて退役した姿であっても、玉名・横島の「天地創造」における象徴的モニュメントであることに間違いはない。

④以上のような感情は、干拓地に共通のものようで、玉名・横島地域においても、住民の方々の心の中に脈々と息づいている。こうした心情から、先祖代々の生活を守ってくれた旧干拓施設への愛情と大事にする気持ちが受け継がれている。

⑤地域の象徴として、地域住民の誇りとして、後世の人々に継承してゆく姿勢が重要であり、そうした活動が美しい

郷土を守ることにつながり、美しい精神風土の形成をもたらす。それは、旧干拓施設群を見学を訪れる地域外の人々の心にも十分伝わることだろう。

前川清一（玉名市文化財保護審議会副会長・元熊本県教育庁文化課課長補佐）

1. 干拓と埋立地の違いと明治時代以降の潮害

昨年度まで、熊本県文化課で文化財保護業務に携わっており、今回の国指定となったのは、地元と文化財保存顕彰会、玉名市教育委員会その他関係者一丸となって努力した結果であり、非常に喜ばしいことと思う。

私は長年、石碑や五輪塔などの石造文化財に刻まれた文字を調査し、人々の思いや願いを掘り起こそうという活動を行っており、趣旨に賛同する者同士で「肥後金石研究会」を結成して活動している。

「干拓」という言葉は、内山先生の話にもあったように、古い史料では「埋立」だった。明治10年に制定された「公有水面埋立法」に干拓に関することが規定されている。平成2年に改正され、現在も干拓は埋め立てとみなすこととなっているが、今回の話では、手法が違うため、それぞれ別なものとして扱う。※ 公有水面埋立法（大正10年4月9日、最終改正：平成2年）

もともと海であったところを堤防で仕切って新地を造成する干拓は、ひとたび台風などで堤防が切れると、大変な潮害を受ける地域でもある。近代以降も頻繁に潮害が発生し、特に大きなものは大正3年の潮害で、玉名地域の被害が大きかった。被害総額は全県下で当時の金額で約445万5千円、死者数は22名の被害を出している。玉名郡では、被害額約293万円で、県全体の約3分の2を占める。死者も横島で16名、大浜で6名と、県下の死者数は全て横島と大浜であった。潮に浸かった農地では、しばらく水稲はできないため、その分の労働力は堤防の復旧に充てられた。末広開堤防の調査で判明したように、明治時代の堤防を包み込むように堤防全体が強化された。もう2度と潮害が起きないよう願いを込めて修復に当たったのであろうと思う。しかし昭和2年にも台風で潮害に見舞われ、明治以降最大級の被害を出した。熊本県下の被害額は約1,167万円で、大正3年の潮害の約3倍、死者も413名となった。被害の大部分は干拓地であり、玉名地方でも大きな被害を出したが、今回の死者数は横島で2名、大浜で1名の計3名に止まった。被害額の大きさに関わらず、死者数が少なかったのは不幸中の幸いであり、大正3年の潮害などの教訓が活かされたのではなかろうかと思う。

玉名市では、今年度洪水対策のためにハザードマップを作成し、全戸に配布した。もし堤防が切れた場合、どこがどれだけ水没するかなどが示されている。昭和2年から今年で83年目になる。指定になった堤防、樋門は、海と人々との闘いの歴史でもある。これを機会に潮害に対して考えてみてはどうか。

2. 保存と活用に関して

今後の活用については、関係者集まって文化財保存管理活用計画を早急に策定すべき。そして干拓施設の史跡としての指定、さらには文化的景観としての価値付けも目指してほしい。

昭和2年の潮害後、県が復興を記念して大変立派な碑を建立した。場所のもっとも被害が大きかった飽託郡（現熊本市松尾町）の百貫港から上った山腹にある。設立の目的は、今後の安全を願い災害が二度と起こらないように皆に喚起し、また多方面からの援助を感謝することなどであった。碑には全県下から応募のあった警句の中で特選となった2句刻まれている。「不断の用意は災禍を軽くす」「この碑ながむりゃ涙が出るよ 二度と受けまい潮の害」とあり、潮害に対する人々の願いが込められている。ところが、今行ってみるとそこまでの道



潮害碑

がない、どこにあるかわかりにくい、碑周辺も草が伸び放題でよく見えない状況であった。これでいいのかな、と思った。この記念碑を通じて、他の干拓地との交流、或いは災害を受けた地域との交流、また全国の干拓地、例えば岡山などと連携してシンポジウムができるのではないかと、思う。

今回、国指定になった「旧玉名干拓施設」は、人と水との闘いの証であり、先人が築いた干拓は、まるで「海の万里の長城」として、後世へ正しく伝えてほしいと願うものです。

大谷 壽(横島町文化財保存顕彰会長・玉名市教育委員長)

1. はじめに

本会は、今を遡る 40 数年前に結成された。会の目的は「横島町文化財等の保存顕彰をはかり、郷土文化の進展に寄与すること。」現在 112 名の会員。役員は会長、副会長、事務局長、常任幹事、会計、監査と、9 支部に夫々幹事 1 名ずつ。活動は年 1 回の総会、月 1 回の定例役員会等で年間計画に沿って審議し、推進される。文化財関係の情報把握のため、県文化財保護協会に団体会員で加入。

今回、旧玉名干拓施設が指定を受けたことに関して、嬉しさと同時に今後どのようにして管理・活用していくか、地元として肩の荷が重くなったな、という気もする。私たち横島町文化財保存顕彰会は、先代からずっと干拓堤防の草刈を行ってきた。その作業は草や樹木を刈っても刈ってもしばらくしたらまた生えてくるという、なかなか困難であるが、最近では市役所職員や九州農政局玉名横島海岸保全事務所など、多くのボランティアの参加があって実施している。今回国指定となってから、横島町文化財保存顕彰会長としてテレビや新聞社から多くの取材を受けた。私の経験では初めてのことで緊張したが、先人から受け継いだ堤防を、文化財として子孫に伝え、みんなで保存顕彰活動をどうやっていくべきか考える必要があると感じた。

2. 会の主な事業

本年 6 月日帰り研修会。八代方面。国指定重要文化財八代海干拓施設「郡築二番町樋門(石造アーチ式 3 樋門)」、郡築三番町樋門(石造アーチ 10 連樋門)、市立博物館等。

以後は昨年度の事業から紹介。

4 月 総会

7 月 「明治・大正・昭和の堤防、樋門の災害復旧について座談会」町内の長老約 20 名。

8 月 「町内史跡清掃」毎年恒例行事 孝女つやの墓、加藤島之助正澄の墓、横島城址(山の上) 展望公園、経塚、見正寺跡、池邊吉十郎重章の墓。午前 6 時から全会員で実施。

9 月 「ふれあい史跡学習会」横島小学校 5 年生全員と保護者(約 60 名)本年度も準備中。

10 月 九州地区農業土木事業協会現地研修会「横島町の歴史」講話・横島町老人クラブ連合会役員会「横島町史跡めぐり」会役員が案内人として協力。

11 月 熊本県文化財保護協会へ原稿提出・旧明丑潮受堤防草刈清掃。会員全員、玉名市役所、教育委員会文化課、玉名横島海岸保全事業所など多数ボランティアの応援有。横島干拓 400 年バスツアー。(まちづくり委員会へ協力) 12 月落成式「加藤島之助正澄の墓(五輪塔)」、池邊吉十郎重章略年譜説明板) 建屋及び瓦葺き工事竣工(県瓦工業組合大矢野理事長、玉名商工会西村会長のご奉仕事業)・熊本大学院生「旧横島干拓堤防の保全に関する調査」へ協力・中国からの農業研修生へ「横島の歴史」講話(9 月と今回で 2 回)

2 月 「旧明丑潮受堤防草刈清掃」奉仕。本会役員で。

3 月 宿泊研修(長崎方面)「長照寺」池邊吉十郎重章の墓参。江戸時代幕末鎖国から明治初期の長崎について「長崎さるく」ガイドさんの接遇や見識を学んだ。

3. 今後の展望と課題

国指定を機に、町内外から旧玉名干拓施設の見学者の増加が予想される。現在受け入れ態勢が不十分。ソフト面で案内に必要な人材養成、関係行政機関や団体へPR、九州農政局玉名横島海岸保全事務所、まちづくり委員会、近隣の歴史愛好団体、地元小中高学校や大学との連携等。ハード面では適切な案内資料（こどもから大人までわかりやすいもの）等の作成準備及び配布、官民一体の雑草・雑木対策、堤防・樋門周辺の遊歩道整備、案内ルートマップ看板などの整備は緊急の課題である。

田中順子(子ども横島潟担い節保存会事務局)

1. 国指定になったことへの感想

平成14年11月に熊本で行われた「全国菓子博覧会」へ出演するため、「横島潟担い節保存会」が小学生の踊り手を募集。当時の小学5年生12名が「潟担い」に触れることになった。我が娘たちも踊りの練習に加わっていた。そして、練習を見学していた時に保存会の方から声をかけられ、自らも「横島潟担い節保存会」に入会することになってしまった。「潟担い」に関わり、横島町の様々な歴史に触れるきっかけができて良かったと思っている。今から6年前、この国指定になった潮受堤防で「潟担い」の子どもたちが実際に踊りを踊ったことがある。その時の子どもたちは、今でもきっとこの時のことを忘れないでいると思う。

私の夫の父親は「肥後の石工」だった(平成20年死去)。夫も石工をしていた(～平成9年)。熊本県内だけでなく、佐賀の仏舎利塔へも親子で石積みに出張することもあった。石垣を見かけると、どこでも車を止めては眺め石垣談議に時間を費やす夫が石垣には全く興味のない私にとってはよくわからなかった。しかし、年月を重ねる度に、色々な石の接ぎ方があることがわかってきた。そして、親子で良く横島の潮受堤防の石垣について語り合っている話を耳にしていた。そんなこともあり、夫が「国指定」になることを予期していたことが現実のことになった時には、驚きより、「やっぱり、そがんだろ～。ぼってん、ち～つと国指定になつたが遅かもん!」と夫と話をしていたことだった。しかし、ここがただの堤防ではなく、素晴らしい歴史の遺贈物であることがわかったのは、夫の話ばかりではなく、3年前から始まった「まちづくり」に参加して、横島の歴史をほんの少しだけかじらせてもらったからでもある。

2. 今後の保存・活用について

学校週休2日制が施行され、土曜日の居場所づくりの一環としてスタートし、定着して9年目になる「子ども横島潟担い節保存会」。現在16名で活動。しかし、少子化の時代の波は横島町にも押し寄せてきている。それでも、「潟担い節」に興味を持つ子どもがいる限り、どういう形態であれこの伝承活動が続いていくことを願う。横島町に生まれ育った子どもたちが、自分たちの生まれた町がどんな歴史の上に築かれてきたのか、一人でも多くの子どもたちに体で感じて自分の言葉で人に話ができるようになってほしいと思う。そして、この伝統ある横島潟担い節を地域の大人から子どもたちへ伝承。そして、子どもたち自身が次の時代へ継承しているんだということを常に感じてほしい。

第1期卒業生も19歳という節目を迎えている。夏祭りで「潟担い」踊りを見て、すぐに「なつかし～!」と顔を見せに寄ってくる。今の保存会の子どもたちには「潟担いOBだよ!」と伝えと、伝統文化を継承している仲間意識があるのか、とても嬉しそうな顔をする。これからも、このつながりを大切にしていきたい。今は、横島町の歴史をイメージできるよう、練習の時に繰り返し子どもたちに話をしたり、逆に尋ねたりしながら、踊りに生かしてもらえよう指導するように心がけている。

今から400年前の横島。海の中にぽっかり浮かんでいるだけの島が、どうしてこんな肥沃な土地になったのか…。誰か悪いつき、どんな思いをした人々がいたからか……。干拓の歴史を子どもたちの踊りから想像してもらえよう機会をできるだけ多く作ってあげたい。

《継続してやっていけること》

- ・学校教育との連携(学年に合わせたふるさと学習、運動会での総踊り)
- ・よこしま夏祭りでの劇「よこしま物語」と踊りのコラボレーション
- ・「潟担い節」踊りのイベント出演や慰問活動 ～大人&子ども～

《今後やってみたいこと》

- ・子どもたちによる横島町の歴史ガイド
- ・小学生にでもわかるガイド本(～まんが・横島の歴史～)の編集
- ・干拓施設群でのウォーキングイベント
- ・「国指定」の説明、ウォーキング、紙芝居、潟担い節踊り、石垣積み疑似体験等
- ・有明海沿岸干拓地域の潟担いサミット

【会場からの質問、意見】

・堤防の文化財としての価値付けも大事だが、災害に対しては、それをまだ防ぐ機能を有していると思う。文化財としての管理と共に、まだまだ防災用としての認識も必要ではないか。災害を未然に防ぐには地域力が必要。

→現在、九州農政局玉名横島海岸事務所で、現役の堤防の改修・補強工事が行われている。明治時代、江戸時代の堤防も第2線、第3線の堤防として考えるのも重要であろう。

・堤防の下には、城の石垣と一緒に松か何か敷いてあるのか。

→末広開堤防の調査で、明治時代の堤防の基部にはちゃんと胴木が敷いてあった。大正時代の堤防の基部にも胴木が敷いてあった。基礎工事としては、非常に簡素な構造であった。



パネルディスカッション状況

附編2 干拓堤防に使用された石材の調査

株式会社アバンス

(1) 石材の種類

今回の調査では、明治後半期に築造された明丑開・末広開・明豊開・大豊開の潮受け堤防、さらに明丑開と末広開の間の樋門である「六枚戸(三枚戸(西)と三枚戸(東))」に使用されている石材について現地調査を実施し、主な石材については、顕微鏡用薄片を作成して偏光顕微鏡観察を行った。なお、表1に使用されている石材についての現地踏査結果をまとめた。

表1 潮受け堤防に使用されている石材(現地調査結果)

干拓施設	石材の岩石名	推定される石材の産地(地層名)	石材使用量
末広開 明丑開	砂岩 (粗粒砂岩、礫質砂岩)	・ 米ノ山層または七浦層(粗粒砂岩、礫質砂岩:古第三紀の砂岩層) →南関町のセキアヒルズ周辺の民家の石垣に使用されている。 ・ 白岳砂岩層(粗粒砂岩、礫質砂岩:古第三紀の砂岩層) →天草松島周辺に産する合津石と呼ばれる石材で多数の石切場がある。	多い
	安山岩(輝石安山岩、輝石角閃石安山岩)	金峰山の外輪火山(二ノ岳、三ノ岳など)の溶岩 →波浪侵食を受けた形跡が残るものもみられることから、海岸線に近い石切場から運ばれたと推定される。	やや多い (部分的には多い少ないあり)
三枚戸(西) 三枚戸(東)	砂岩 (粗粒砂岩、礫質砂岩)	末広開・明丑開と同じ	三枚戸(東)は殆ど砂岩
	安山岩(輝石安山岩、輝石角閃石安山岩)	末広開・明丑開と同じ	三枚戸(西)は殆ど安山岩
	溶結凝灰岩	阿蘇溶結凝灰岩 菊池川上流域の石切場から舟で運ばれたと推定される。	少ない 3枚戸(東)(西)の門柱のみ
明豊開 大豊開	安山岩(輝石安山岩)	末広開・明丑開と同じ	多い(対部分が暗灰色の安山岩を使用)

末広開～明丑開の潮受け堤防には、砂岩と安山岩が石材として使用され、また六枚戸の一部には溶結凝灰岩が使用されている。これに対して、明豊開～大豊開の潮受け堤防には安山岩のみが石材として使用されている。これは、築堤時代による石材供給場所の違いを反映している可能性が考えられ、各干拓施設に使用されている石材の供給場所は以下のように推定される。

[末広開～明丑開の潮受け堤防]

明丑開の潮受け堤防に使用されている安山岩の石には、表面が波浪侵食を受けている石(写真2)が少量だが

混在していることから、金峰山の外輪火山(二ノ岳、三ノ岳など)山麓の海岸線に近い石切場が石材の供給場所と推定される。砂岩は、末広開～明丑開の潮受け堤防と六枚戸付近にしか使用されていない。砂岩の供給場所は、南関町周辺(米ノ山層または七浦層)と天草松島周辺(白岳砂岩層)が考えられるが、前記のように末広開～明丑開という海寄りの区域に使用されていることから、天草松島周辺の合津石が舟で運ばれてきたものと推察される。

なお、砂岩の石には、砂に生物が穴を掘って生活していた跡を示す生痕化石(サンドパイプ)がみられるものがある(写真1)。

[六枚戸]

安山岩と砂岩は、末広開～明丑開の潮受け堤防と同じ供給場所と推定される。溶結凝灰岩は、菊池川沿いの玉名市高瀬付近の石橋等に多量に阿蘇溶結凝灰岩が使用されていることから、菊池川上流域の石切場から舟で運ばれたものと推察される。

[明豊開～大豊開の潮受け堤防]

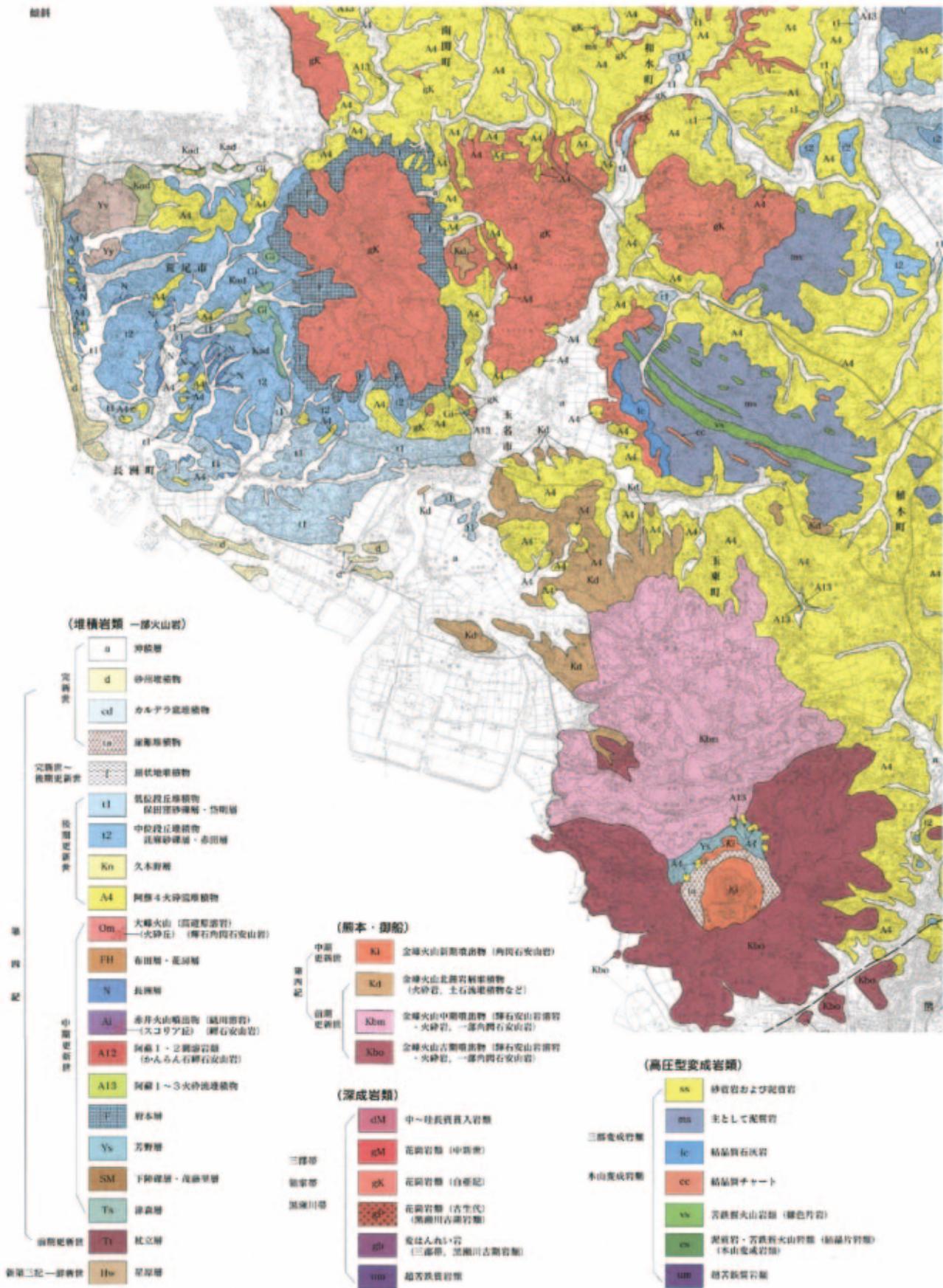
この区域の石積には、安山岩のみが石材として使用されていることから、金峰山の外輪火山(二ノ岳、三ノ岳など)山麓の石切場が石材の供給場所と推定される。



砂岩の石にみられる生痕化石
(サンドパイプ)



石積に使われている表面が
波浪侵食を受けている安山岩の石



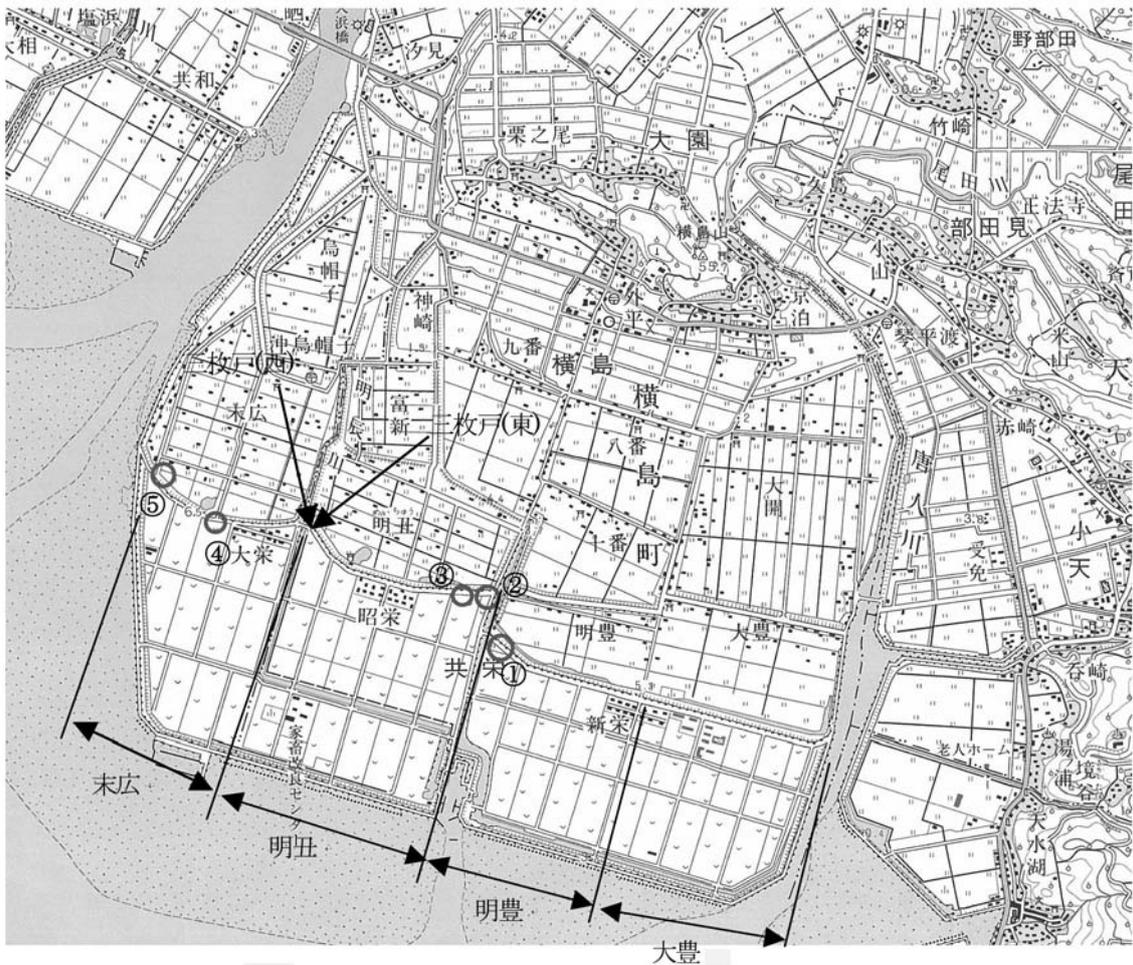
玉名市周辺地質図 (「熊本県地質図 10 万分の 1」 熊本県地質図編纂委員会 2008 より作成)

(2) 石材の岩石顕微鏡観察結果

潮受け堤防の石積の石材として使用されている岩石のうち、5試料(石積の石)について、スライドグラス上での厚さ約0.03mmの岩石薄片を作成し、岩石薄片観察用の偏光顕微鏡のオープンニコルとクロスニコルでの観察を行った。

試料採取位置を図2に示す。なお、阿蘇溶結凝灰岩については、六枚戸(東西の三枚戸の一部)にわずかに使用されているのみであることから、岩石顕微鏡観察は行っていない。ただし、阿蘇溶結凝灰岩は岩組織に特徴があり、肉眼鑑定によってここで使用されている他の種類の石材とは識別が可能である。

- ①試料1: 明豊開きの潮受け堤防 …… 石積の石(安山岩)
- ②試料2: 明丑開き " …… 石積の石(安山岩)
- ③試料3: 明丑開き " …… 石積の石(粗粒砂岩)
- ④試料4: 末広開き " …… 石積の石(安山岩)
- ⑤試料5: 末広開き " …… 石積の石(安山岩)



岩石試料採取位置図 (S=1:50,000)

① 試料1:明豊開きの潮受け堤防 …… 石積の石 (安山岩)

岩石名:角閃石含有輝石安山岩

組 織:斑状組織

(斑晶) 斜長石 (pl) ……1 ~ 3mm の柱状結晶が多数含まれる。自形結晶。

普通輝石 (Au) ……0.5 ~ 1mm 大の単柱状結晶が点在。自形~半自形結晶

角閃石 (Ho) ……0.5mm 大の柱状結晶わずかに含む。半自形結晶であり、風化変質して結晶の縁辺がオパサイト化している。

(石基) 斜長石 (pl) …… 自形~半自形結晶であり、おおむね柱状結晶。

② 試料2:明丑開きの潮受け堤防 …… 石積の石 (安山岩)

岩石名:角閃石輝石安山岩

組 織:斑状組織

(斑晶) 斜長石 (pl) ……1 ~ 3mm の柱状結晶が多数含まれる。自形結晶。

普通輝石 (Au) ……0.5 ~ 2mm 大の柱状結晶が点在。自形~半自形結晶

角閃石 (Ho) ……0.5 ~ 2mm 大の柱状結晶がやや多い。自形~半自形結晶であり、風化変質して結晶の縁辺がオパサイト化している。

(石基) 斜長石 (pl) …… 自形~半自形結晶であり、おおむね柱状結晶。

③ 試料3:明丑開の潮受け堤防 …… 石積の石 (粗粒砂岩)

岩石名:アーコース質砂岩

含有鉱物:長石 (Fl) ……1 ~ 3mm 大の斜長石 (Pl) 等の長石結晶 (他形結晶) 主体である。これらの長石類は花崗岩質岩起源と考えられる。パーサイトやマイクロクリンが顕著にみられる。

石英 (Qz) ……1 ~ 3mm 大の他形結晶。

雲母 (Mi) …… 他の鉱物の間を埋めて雲母の微結晶が僅かみられる。

④ 試料4:末広開の潮受け堤防 …… 石積の石 (安山岩)

岩石名:輝石安山岩 (全体的に斑晶多い)

組 織:斑状組織

(斑晶) 斜長石 (pl) ……1 ~ 5mm の大きな柱状結晶が多数含まれる。自形結晶。

普通輝石 (Au) ……0.5 ~ 2mm 大の柱状結晶が点在。自形~半自形結晶

(石基) 斜長石 (pl) …… 自形~半自形結晶であり、おおむね柱状結晶。

⑤ 試料5:末広開きの潮受け堤防 …… 石積の石 (安山岩)

岩石名:輝石安山岩 (全体的に斑晶多い)

組 織:斑状組織

(斑晶) 斜長石 (pl) ……1 ~ 5mm の大きな柱状結晶が多数含まれる。自形結晶。

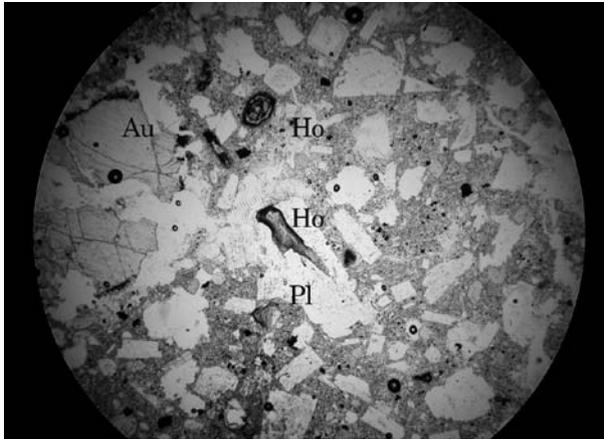
普通輝石 (Au) ……0.5 ~ 4mm の大きな柱状結晶が点在。自形~半自形結晶

(石基) 斜長石 (pl) …… 自形~半自形結晶であり、おおむね柱状結晶。

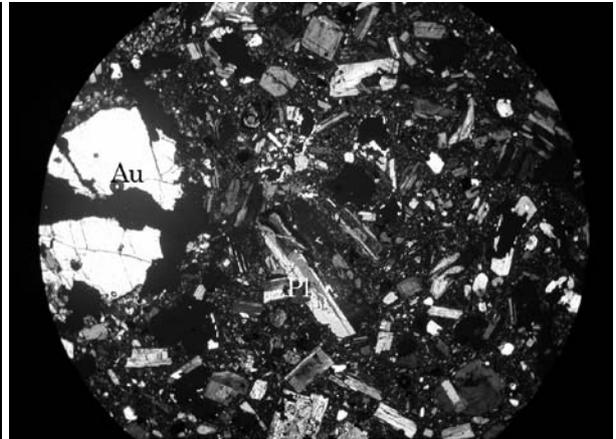
<岩石顕微鏡写真>

① 試料1: 明豊開きの潮受け堤防 …… 石積の石 (安山岩)

岩石名: 角閃石含有輝石安山岩



(クロスニコル)



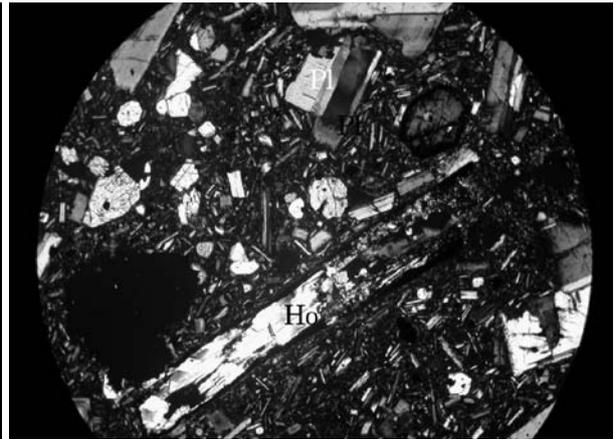
(オープンニコル)

② 試料2: 明丑開きの潮受け堤防 …… 石積の石 (安山岩)

岩石名: 角閃石輝石安山岩



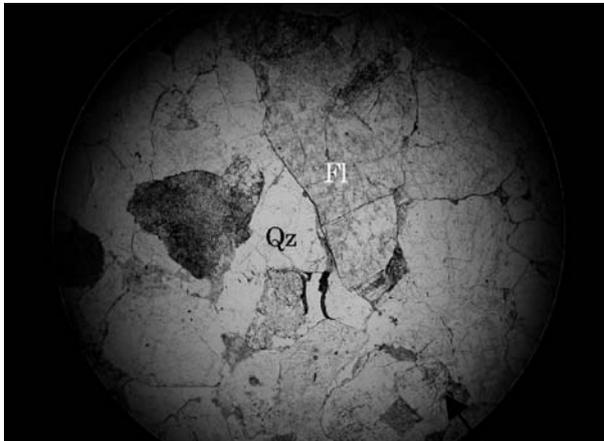
(クロスニコル)



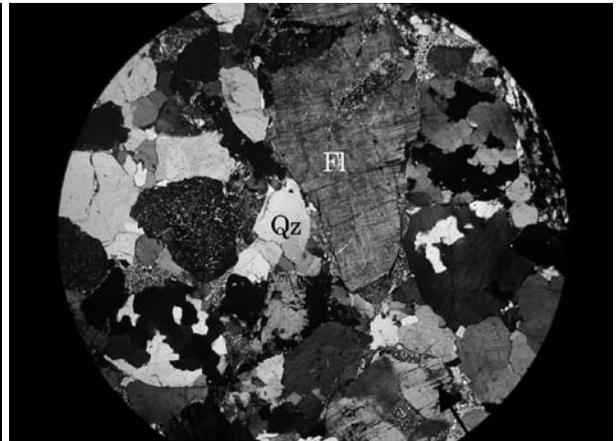
(オープンニコル)

③ 試料3: 明丑開きの潮受け堤防 …… 石積の石 (粗粒砂岩)

岩石名: アークース質砂岩



(オープンニコル)



(クロスニコル)

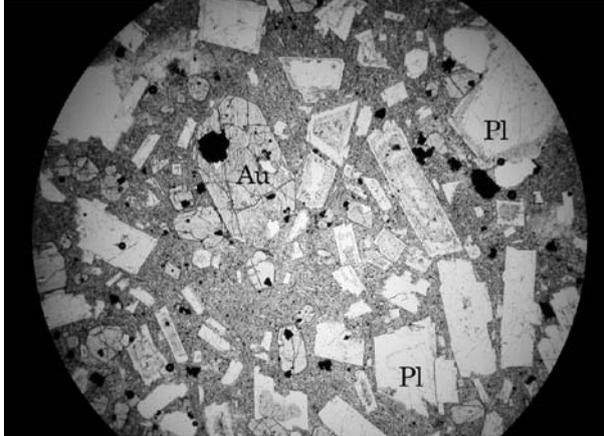
Mi

Mi

<顕微鏡写真>

④ 試料4: 末広開きの潮受け堤防 …… 石積の石 (安山岩)

岩石名: 輝石安山岩 (全体的に斑晶多い)



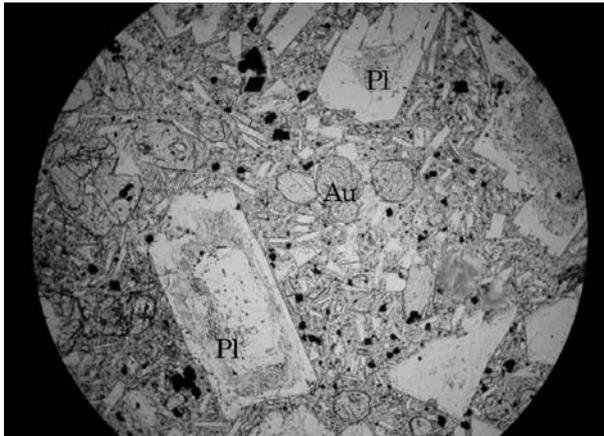
(オープンニコル)



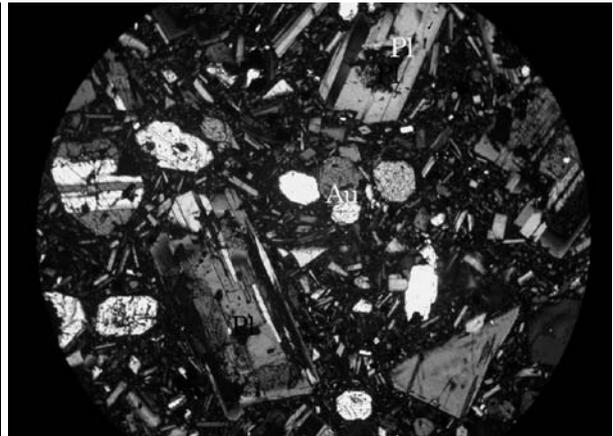
(クロスニコル)

⑤ 試料5: 末広開きの潮受け堤防 …… 石積の石 (安山岩)

岩石名: 輝石安山岩 (全体的に斑晶多い)



(オープンニコル)



(クロスニコル)

史料編

一 明豊開の海面埋立許可取消

〔一〕

海面埋立許可取消之儀訓令案
 訓令乙第三九号 玉名郡役所
 熊本市桜井町
 出願人 有吉平吉
 玉名郡玉水村
 同 原口真十郎
 同郡横島村
 服部運次
 宮崎儀一郎
 沼垣格三郎
 東勘三郎
 西山勘十郎
 西山又吉

右者玉名郡横島村大字横島地先公有水面
 埋立反別四拾九町六反六歩第二区ニ属スル分
 許可ニ及置候处、期限経過成功ヲ遂ケサル
 ニ依リ本件免許ヲ取消シ候条、此旨
 相達スベシ
 年 月 日 知事

〔二〕

郡長へ照会案
 玉名郡横島村ニ於テ有吉平吉外七名へ
 許可ニ係ル水面埋立ノ件ニ付、本月十四日付
 送ニ第五七号御回答ノ趣ニ依リ埋立許
 可取消方別途訓令相成候通りニ有之
 候处、右ハ工事も未着ニ付テハ、既成工事
 ニシテ公害ヲ及ホス様ノ事ハ無之モノト相認
 候得者、若シ障害等アル場合ハ命令書ノ
 条件ニ基キ夫々除去セシムル筈ニ付、為念
 御取調万一右等ノ事件有之候ハ、急速見込
 ヲ立御申越相成度、此段申達候也
 年 月 日 内務部長
 玉名郡長宛

理由本件ハ明治廿四年四月許可ニ相成
 其後該埋立地ヲ二区ニ分チ成功スル事ニ
 相成、廿九年三月工事変更ヲ許可シ
 第一区ニ於テハ既ニ成功セシヲ以テ下渡相済
 第二区ニ属スル分ハ明治三十一年十二月迄
 延期願出、廿九年十一月許可ニ相成居候处
 別紙郡長回答書ノ通成功ヲ遂ケサル
 ニ依リ主務省命令書ニ依リ免許
 取消ノ御処分ニ相成候方可然ト相認
 候ニ付、此段相伺候也

参照

命令書

前略

第七條着手期限ニ至リ着手セズ成功期限
 ニ至テ成功セズ、其他本命令書ノ条項ニ従ハサル
 トキハ之ヨリ生シタル損害ヲ償セシム
 ヘキハ勿論本免許ヲ取消スコトアル
 ヘシ
 第八條ヨリ十一條迄略ス
 第十二條第六條第七條ノ処分ニ依リ水面
 埋立免許權ヲ失ヒタルトキ又ハ願人
 ノ都合ニ依リ埋立工事ヲ中止シ若
 クハ中途廢止シタル場合ニ於テ既
 成工事ニシテ他ニ障害ヲ及ホスト認ム
 ルトキハ、行政庁ノ指定シタル期限
 内ニ之ヲ除却スヘシ、若シ期限内ニ
 除却セサルトキハ行政庁ニ於テ
 之ヲ除却シ、其費用ハ願人ヨリ
 徴取ス

〔三〕

有吉平吉外七名へ許可相成居候本郡横島村
 大字横島字明豊開海面埋立之件ニ付、取調方
 二第一六四号御照会ノ趣了承取調候処、期限経
 過ノ今日マテ着手モ出来兼、願人ニ於テハ埋立成功六
 ケ敷見込ナル旨同村々長ヨリ申出候間、右ニ御了
 知相成度此段及御回答候也
 明治三十二年二月十四日 玉名郡長古城弥二郎^印
 内務部長田中伸六殿

〔四〕

玉名郡長へ照会案
 玉名郡横島村ニ於テ左記ノ通り海面
 埋立地許可相成居候処、既成功期限経過
 何等不申出不都合ニ付、御取調何分之儀
 二月十五日迄ニ御回答相成度此段及照会
 候也
 年 月 日 内務部長
 郡長宛
 玉名郡横島村大字横島字明豊開
 一海面反別四拾九町六反六步 有吉平吉 外七名
 但三十一年十二月迄成功期限

二 大豊開の海面埋立願

〔一〕

甲 海面埋立御指令案

玉名郡横島村

加藤篤

外二名

明治三十二年二月二十日付願海面埋立ノ件

聞届ケ別紙命令書下付候条、接手ノ日ヨリ五日

以內ニ受書差出スベシ、若シ期日內提出セサルトキハ

本指令ハ無効トス

年 月 日 知事

理由

本件ハ別紙ノ認可相成候ニ付、御指令案

相同候

内務省指令甲第一一九号 熊本県

本年六月五日二第五三七号 稟

請海面埋立ノ件聞届ク

明治三十二年八月十一日

内務大臣侯爵西郷從道㊦

〔二〕

乙 土木局長へ回答按

本月廿一日付甲第一一九号ヲ以テ海面埋立面積

再調査ノ義ニ付御照会之趣了承、右ハ夫々訂正ヲ

加へ及御返付候条、可然御取計相成度、此段及

回答候也

年 月 日 知事

宛

甲 第一一九号

六月五日付二第五三七号ヲ以テ海

面埋立ノ義稟伺相成候処

官有トナルヘキ溝渠敷反別

ニ於テ別紙付箋ノ通相違有

之候様被認候ニ付、再査相

成度別紙相添此段及照会

候也

明治三十二年七月廿一日

内務省土木局長田辺輝実㊦

熊本県知事徳久恒範殿

〔三〕

甲 海面埋立ノ件ニ付稟請

本県玉名郡横島村加藤篤外二名ヨリ同村

地先公有水面埋立ノ義出願致候ニ付、実地

調査為致候処、水利上ハ勿論關係町村ニ於

テモ何等異議無之ノミナラス、本人等ハ
 相応ノ資産ヲ有シ不成功ノ見込無之候
 条、御認可相成度別紙命令書埋立方法
 書設計書并図面相添へ此段稟請候也
 年 月 日 知事
 内務大臣宛

第七課土木管轄署長へ
 本県玉名郡横島村加藤篤外二名ヨリ
 水面埋立出願致候二付、実査為致候処、何
 等支障無之認め候条、至急認可相成
 候様御取計相成度別紙稟請書
 相添へ此段及照会候也
 年 月 日 知事
 署長宛

四

公有水面埋立二付命令書

熊本県玉名郡横島村

(※命令書の印刷部分はゴシック体、書込み
部分は明朝体で示す)

出願人 加藤篤
 坂本勲三郎
 福島勉充

熊本県肥後国 玉名郡横島村大字横島字唐人川尻地先 一於テ公有
 水面埋立許可スルニ付本命令書ヲ下附ス

- 第一条 本件公有水面埋立区域ハ熊本県肥後国玉名 郡横島村大字横島字唐人
川尻 公有水面々積四拾六町八反九畝壹歩ニシテ出願図面ノ通ヲ以テ限リトス
- 第二条 本件公有水面埋立目的ハ耕宅地
- 第三条 埋立ハ願書ニ記載ノ方法ニ拠リ成功セシムベシ
- 第四条 工事着手ハ許可ノ日ヨリ六ヶ月 以内トス
- 第五条 成功期限ハ許可ノ月ヨリ向フ五ヶ年 トス
- 第六条 既に免許ヲ与ヘタル後ト雖モ成功ノ認可ヲ与フル迄ノ間ニ於テ公害ヲ生シ若
クハ公害ノ虞アルトキハ何時ニテモ無償ニテ命令書ノ条項ヲ増減変更シ又ハ埋
立工事ヲ停止シ若クハ禁止スルコトアルベシ
- 第七条 着手期限ニ至リ着手セズ成功期限ニ至リ成功セズ本命令ノ条項ニ従ハサルコ
トアルトキハ之ヨリ生シタル損害ヲ賠償セシムベキハ勿論無償ニテ本免許ヲ取
消スコトアルベシ
- 第八条 免許権ハ行政官庁ノ許可ヲ受クルニ非ラザレバ担保貸付ニ供シ又ハ他ニ移ス
コトヲ得ズ
- 第九条 天災事変ノ為メ期限内ニ着手若シク成功シカタキ事実アルモノハ其事由ノ止
ミタル後ニケ 月以内ニ出願スルニアラザレバ延期許可セザルベシ
- 第十条 本件水面埋立工事ノ為メ他ニ障害ヲ加ヘ又ハ加ヘントスルコトアルトキハ願
人自費ヲ以テ之ヲ除カシメ又ハ予防セシムルコトアルベシ若シ之ヲ怠リタル
トキハ行政官庁ニ於テ之ヲ為シ其費用ハ願人ヨリ徴収ス
- 第十一条 第六条第七条ノ処分ニ依リ免許権ヲ失ヒタルトキ又ハ願人ノ都合ニ依リ埋立工
事ヲ中止シ若シクハ中途廃止シタル場合ニ於テ既設工事ニシテ他ニ障害ヲ及
ボスト認ムルトキハ願人自費ヲ以テ行政官庁ノ指定シタル期限内ニ之ヲ除却ス
ベシ若シ期限内ニ除却セザルトキハ行政官庁ニ於テ之ヲ除却シ其費用ハ願人ヨ
リ徴収ス

(以下付箋)

- 第十二条 埋立成功ノ后其地所ノ道路溝渠堤防等公共ノ用ニ供
スヘキ分ハ無償ニ官有地トシ其他ハ出願人ノ所有ト定ム
其地区左ノ如シ
- 一 道路敷 反別壹町四歩
 - 一 溝渠敷 反別貳町八畝貳歩
 - 一 堤防敷 反別壹町五反四畝六歩
- 以上ノ地所ハ官有地トス
- 一 耕宅地 反別四拾貳町貳反六畝拾九歩
- 以上ノ地所ハ出願人ノ所有トス

前各項ノ通り図面ニ明記シ予メ官民有ラ區別シ反別ヲ規定
スト雖トモ成功ノ后反別ニ異動ヲ生スル場合ハ更ニ丈量ヲ遂ケ
確定スルモノトス

第十三条 前各項ニ記載条件ハ出願人に於テ總テ
連帶責任トス

右命令ス

明治 年 月 日

熊本県知事

〔五〕

玉名郡長へ

御所轄横島村加藤篤外ニ名海面埋立
願囊ニ御進達相成候処、右ハ左記ノ通り
必要ニ付御取調相成度、別紙返却
此段及照会候也

年 月 日 内務部長
宛

- 一 願人財産調御取調通牒ヲ要ス
- 一 設計書ハ明治廿六年十一月訓令甲第九十七号
堤防工事設計書雛形ニ準シ調製ヲ要ス

〔六〕

玉名郡横島村福島勉充外ニ名海面埋
立願審査ノ為メ御差廻シニヨリ米川
県吏員実地調査候処、該所ハ元原口真十
郎列へ許可相成候場所ノ内ニテ
同人列ニ於テ期限内竣功ニ不至為メ御
取消相成居候場所ニテ、水理其他支障
不相見候ニ付、隣接地小天村承諾書
無之候ニ付、更改シ添付致置候、尤設計
上ニ於テモ至当之設計ト見認メ候条
可然御取計相成度此段及答申
候也

追而原口列ニ於テ取消相成候テモ
支障無之趣、客年本県へ書面差出
居候由ニ有之候、此段モ申添候
明治三十二年四月廿五日

第三土木管区㊤

内務部第二課御中

[七]

二第一五二号

所轄内横島村加藤篤列海面埋立之件客月

廿八日付二第五三六号ヲ以願書返却御照会之趣

二依り及示達置候処、別紙之通り夫々調照会

出来候二付及御廻候条、可然御取計相成度此段及

回答候也

明治三十二年五月廿六日

玉名郡長古城弥二郎㊤

内務部長田中伸六殿

議決書

熊本県玉名郡横島村大字横島

字唐人川尻

一埋立惣坪数拾四万六千七百七拾壹坪八合七勺五才

此反別四拾六町八反九畝壹步

内

四千六百貳拾六坪

官有堤防敷

反別壹町五反四畝六步

三千四坪四合六勺

同道路敷

反別壹町四步

六千七百七拾六坪三合四勺

同溝渠敷

反別貳町五畝貳拾六步

拾貳万六千八百六拾五坪七合五勺

民有耕宅地下

ナス目的

反別四拾貳町貳反八畝廿五步

右八本村大字大園加藤篤外貳名ヨリ海面埋立耕宅地下ナス目

的ニテ別紙ノ通埋立願出候二付故障有無本村會ニ付議セシ

二聊障碍ノ筋無之旨議決候依議決書提出候也

玉名郡横島村長

明治三十二年二月廿二日

村上重平㊤

議決書

玉名郡横島村大字横島

字唐人川尻

一埋立惣坪数拾四萬六千七百七拾壹坪

反別四拾六町八反九畝壹步

右八今般全郡横島村福島勉充外二名ヨリ海面

埋立耕宅地下為ス目的ニテ埋立出願二付テ八隣

接地タル本村ニ於テ故障ノ有無本村會ニ付議

セシ二聊故障無之旨議決致候依テ承諾

書提出候也

玉名郡小天村長

明治三十二年四月十九日

檀垣泰平 印

資産調書

玉名郡横島村

福島勉充

玉名郡横島村

一 田六反三畝拾貳步

地価金四百拾貳円六拾九銭八厘

相当価格 千九百貳円

同郡同村

一新開地 志町壹反五畝八步

価格三千四百五拾円

同郡大浜町

一新開地貳町八反九畝步

価格金八千六百七拾円

一九州鉄道株券 五拾株 (五十円払込)

一同 三拾五株 (三十五同)

✕

同郡同村

加藤 篤

玉名郡横島村

一 田拾町五反六畝拾步

地価金七千五百九拾四円四拾四銭六厘

価格四万六千六百八拾九円

同郡同村

一 畑志町九畝貳拾步

地価金百三拾六円三拾八銭九厘

価格千百円

福岡県三池郡手鎌村

一新開地七町步

同六千三百円

✕

同郡同村

坂本 勘三郎

玉名郡横島村

一 田五反五畝拾三步

地価金三百拾貳円六拾九銭六厘

価格千六百六拾貳円

同郡同村

一 開墾地四反壹畝貳拾壹步

価格金千貳百五拾壹円

同郡同村

一新開地八町五反步

同貳万三千八百円

同郡大浜町

一同志町五反五畝步

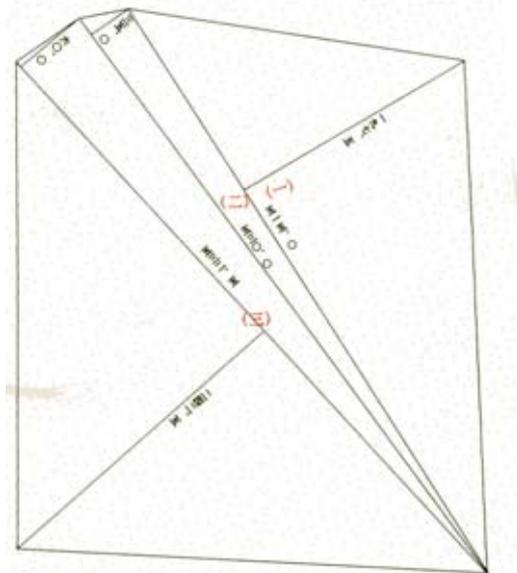
同四千六百五拾円

✕



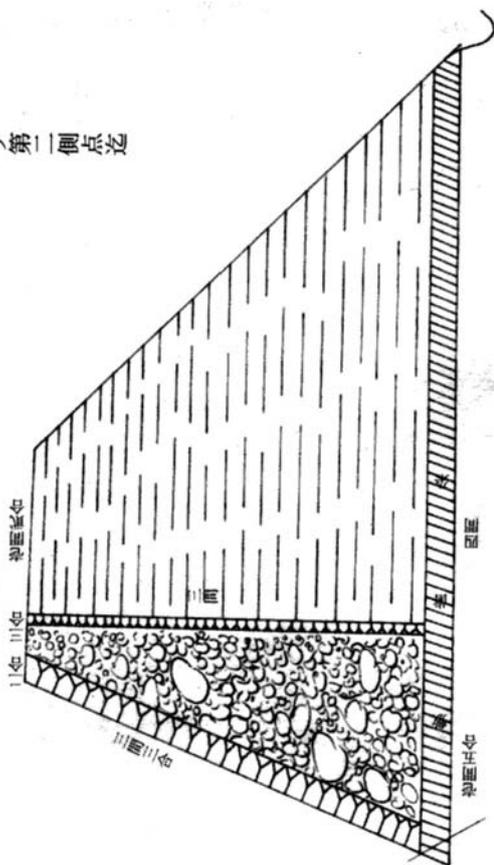
王名郡鎮島村大字橫島字唐人川尻理立圖場所見取圖

字熊本區王名郡鎮島村大字橫島唐人川尻實測圖

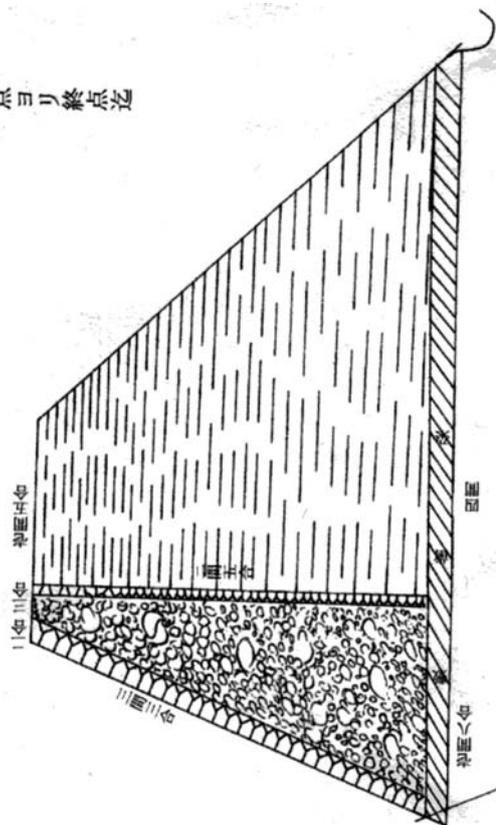


(一) 拾万〇千七百拾貳坪五合
 (二) 壹万八千五百五拾坪
 (三) 拾六萬千〇八拾壹坪貳合五勺
 (四) 壹萬八千三百四拾三坪七合五勺
 (五) 貳萬八千六百七拾壹坪
 此二條拾万〇六百七拾壹坪
 八合七勺五才

基点ヨリ第二側点迄



第二側点ヨリ終点迄



海面埋立願

熊本県玉名郡横島村大字横島

字唐人川尻

一埋立惣坪数拾四方六百七拾壹坪九合五勺

此反別四拾六町八反九畝步

内

四千六百貳拾六坪

官有堤防敷

反別壹町五反四畝六步

三千壹坪七合六勺

同道路敷

反別壹町三歩

六千七百七拾五坪五合四勺

同溝渠敷

反別貳町五畝貳拾五歩

拾貳万六千八百六拾六坪六合五勺 民有耕宅地下

ナスノ目的

反別四拾貳町貳反八畝貳拾六歩

右者熊本県玉名郡横島村大字横島地先海面
 干瀉ヲ埋立耕宅地下ナシ度請願ニ有之床地
 概略標記ノ反別御許可被成下度然ル上ハ
 御規則堅ク遵守シ満五ケ年間ヲ以竣功ニ
 至リ候様可仕、勿論右ニ付キ関係ノ村落ニ於テ
 聊障碍ノ筋無之候間別紙図面並ニ設計
 書共相添此段奉願候也
 熊本県玉名郡横島村大園

明治三十二年二月二十日

加藤 篤[㊟]
 同県同郡同村横島
 坂本勘三郎[㊟]
 同県同郡同村会所
 福島勉充[㊟]
 右村長
 村上重平[㊟]

熊本県知事徳久恒範殿

海面埋立方法書

熊本縣玉名郡横島村大字横島字唐人川西南ノ
 方位ニ当ル海面ヲ埋立出願ニ付キ、其方法左ニ録
 陳仕候

- 第一条 埋立ノ位置並ニ区域左ノ如シ
- 一 該村字大開沖堤防基点ヨリ第二測点
 迄巴ノ方位百七拾五度距離三百七拾五間
 - 一 第二測点ヨリ第三測点迄末ノ方位貳百貳拾
 五度距離六拾間
 - 一 第三測点ヨリ第四測点申ノ方位貳百
 五拾四度距離三拾八間五合
 - 一 第四測点ヨリ該村字明豊開西南隅沖
 堤防ニ至ルヲ以テ終点トシ西ノ方位貳百七拾
 度距離貳百五拾七間
- 前区画内ヲ埋立地下シテ二面ノ周圍ニ築堤
 スルモノトス
- 第二条 埋立竣成ノ上ハ官有地下ナスヘキ分ヲ除キ
 他ハ都テ耕宅地下ナスヲ以テ目的トス
- 第三条 堤防長七百三拾間五合築堤スルモノトス
 其内訳左ノ如シ
- 一 基点ヨリ第二測点迄ヲ堤防長三百七拾五間トシ
 高撫三間三合根敷幅五間七合馬踏壹間
 七合トス
 - 一 第二測点ヨリ終点迄堤防長三百五拾五間五合
 トシ高撫三間八合根敷幅七間馬踏貳間
 トス
- 第四条 着手ハ御許可後六ヶ月以内ニ起工スルモノトス
- 第五条 成功ハ御許可ノ月ヨリ起算シ向フ満五ケ年
 ヲ以テ竣成ノ期限トス
- 第六条 埋立予定反別四拾六町八反九畝歩ニシテ
 成功ノ上官有地下ナスヘキ分及願人所有ニ
 定メラレ候地所ノ區別左ノ如シ

- 一 堤防敷反別 壹町五反四畝六歩
 - 一 道路敷反別 壹町三歩
 - 一 溝渠敷反別 貳町五畝貳拾五歩
- 前三項ハ公供ノ用ニ供スヘキ分ニ付官有地ニ

定メラレ度分

- 一 耕宅地反別四拾貳町貳反八畝貳拾六歩

本項ハ願人所有ニ定メラレ度分

第七條 前条ノ通官有ニ歸スヘキ分願人所有ト
 スヘキ地区ヲ規定スト雖トモ成功ノ上反別ニ
 多少ノ異動ヲ生スルハ免カレザル義ニ付其期ニ
 至リ更ニ丈量ヲ遂ケ確定スルモノトス

第八條 埋立係ル惣費額金貳万八千五百
 五拾四円貳拾七錢四厘ハ出願人ヨリ出金スルモノトス

第九條 埋立地竣成ノ土地所分割ハ出願人
 各自出金ノ多寡ニ依リ反別ヲ分得ス

第十條 埋立費出願人負担ノ金額ハ別ニ
 出金決定書ヲナシ置キ入用ノ時々急速
 出金スルモノトス

第十壹條 工事着手ヨリ竣功迄ハ充分ノ事務可
 有之ニ付願人中ヨリ壹名ヲ互撰シ該事
 務ヲ司ラシム

第十貳條 工事中自然天災事變ノ為ニ予算
 全額ヲリ増額ヲナストキハ願人中協議
 ノ上各自増出金ヲナシ竣功ヲ遂クルモノトス

右条項ノ方法ヲ以テ海面ヲ埋立竣功仕度此
 段上申候也

熊本県玉名郡横島村

明治三十二年二月二十日 加藤 篤^印

同県同郡同村

坂本勘三郎^印

同県同郡同村

福島勉充^印

熊本県知事徳久恒範殿

(表紙)

明治三十二年二月貳拾日

玉名郡横島村大字横島地先海面埋立工事設計書

紙数表紙共拾枚

玉名郡横島村大字横島字唐人川尻海面

埋立願工事設計書

一金貳万八千五百五拾四円貳拾七錢四厘

埋立区域第一測点ヨリ第二測点

石垣千貳百拾壹坪壹合長三百六拾七間高三間三合

但外八間樞門別項設計了リ

理由海面埋立表右

材 料	員 数	長	末 口	単 価		計 金		備 考
				円		円		
割石	一二二一、一坪			二、	〇〇〇	二四三二、	二〇〇	坪二貳拾石以内
栗石	九九〇、九			二、	〇〇〇	一九七二、	七〇〇	根敷巻間五合馬踏三合高三間
松木	三六七、〇本	二〇間	〇、尺		〇七五	二七、	五二五	前後敷成木間二亭本
同	七三四、〇	二〇	〇、二		〇七五	五五、	〇五〇	留杭間二貳本巻本ニツ切ニシテ用
石工	一二二一、一人				四〇〇	四八四、	四四〇	石垣坪二卷人
人夫	一二二一、一				二五〇	三〇二、	七七五	石工手伝石垣坪二卷人
粗朶	二二二二、〇締				〇四〇	四八四	四四〇	建箇朶坪二拾締
計					〇〇	六七四九	一三〇	

右同所

一裏土立坪貳千八百六拾貳坪六合長三百六拾七間根敷四間
 高三間
 馬踏巻間貳合

理由前項表石垣ニ付属スル裏土ナリ

材 料	員 数	長	末 口	単 価		計 金		備 考
				円		円		
粗朶	三四、四九八				〇四〇	一三七九	九二〇	敷箇朶坪二四締ツ、 挟箇朶坪二拾締ツ、
土	二八六二、六坪							石垣裏築立用
人夫	一三七四〇、四人				二五〇	三四三五、	一一〇	土取築立坪二四人八分
計						四八一五	〇四〇	

埋立区域第二測点ヨリ終点迄

石垣千九百九拾八坪九合 長三百拾五間五合高三間八合

理由前項海面埋立沖堤防表石垣ナリ

材料	員 数			単 価		計 金		備 考
				円		円		
割石	一一九八、九坪			二、	〇〇〇	一三九七円	八〇〇	坪二貳拾石以内
栗石	一一五九、四六二五坪			三、	〇〇〇	三四七八	三八八	根敷壹間八合馬踏三合高三間五合
松木	三二五、五本	二、間	、尺 三		〇七五	二三、	六六三	前後敷成木間工壹本
同	六三二、	二、	、三		〇七五	四七、	三二五	留杭間二貳本壹本二ツ切ニシテ用
石工	一一九八、九人				四〇〇	四七九、	五六〇	石垣坪二壹人
人夫	一一九八、九				二五〇	二九九	七二五	石工手伝石垣坪二壹人
粗朶	一一、九八九				〇四〇	四七九	五六〇	建齋朶坪二拾締
計						七二〇六	〇二二	

右同所

高三間五合

一裏土立坪三千五百八拾八坪八合壹勺 長三百拾五間五合 根敷五間

馬踏壹間五合

理由前項表石垣ニ付屬スル裏土ナリ

材料	員 数			単 価		計 金		備 考
				円		円		
粗朶	四二、一九八一				〇四〇	一、六八九円	九二四	敷齋朶坪二四締 狭齋朶坪二拾締
土	三五八八、八二坪							石垣裏築立用間通拾壹坪三合八勺
人夫	一七三三六、三人				二五〇	四三〇六	五七五	土取築立坪二四人八分
計						五、九九四	四九九	

埋立区域第二測点ヨリ終点迄ノ内

潮留所地囲 長四拾間

幅拾貳間
高四合

材料	員数			単価		計金		備考
				円		円		
割石	一六〇坪			二	〇〇〇	三二	〇〇〇	坪二貳拾石掛ニシテ三百貳拾石
栗石	二八八			三	〇〇〇	八六	四〇〇	根敷巻間八合高四合
同	八〇〇			三	〇〇〇	二四〇	〇〇〇	土根敷ヨリ内囲巾拾間平坪二貳合
同	三六〇			三	〇〇〇	一〇八	〇〇〇	表石垣外囲巾三間平坪二三合
石工	一六〇人				四〇〇	六	四〇〇	石垣坪二巻人
人夫	一六〇				二五〇	四	〇〇〇	石工手佐石垣坪二巻人
土	二四〇坪							地囲用 土儀下石垣ノ間ニ埋土 間通土坪六合ツ、
人夫	二二五、二人				二五〇	二八	八〇〇	土取築立坪二四人八分
土儀	一四四〇、〇儀				〇五〇	七二	〇〇〇	土押ノ中貳間坪二拾八儀明儀繩詰送覺共
猫伏	八〇、枚				五〇〇	四〇	〇〇〇	土儀押ノ用
竹	八〇、本				一二五	一〇	〇〇〇	猫伏押ノ目用
粗朶	二四〇〇、〇				〇四〇	九六	〇〇〇	堤防敷内外拾貳間押ノ用坪二五締
竹	五七六〇、本				〇一五	八六	四〇〇	地囲粗朶採用間通百四拾四本ツ、
繩	二〇〇、〇斤				〇二三	二	六〇〇	狭粗朶結立用
松木	一一〇〇、本	九尺	二寸		〇六五	七	〇〇〇	千本杭間二拾本打三通分
人夫	八〇、人				二五〇	二〇	〇〇〇	千本杭打用卷人拾五本
同	二四〇人				二五〇	六〇	〇〇〇	栗石操直猫伏張粗朶結立迄
計					九七〇	六〇〇		

右同所

潮留所西小口匝長拾四間

材料	員数	長	木口	単価	計金		備考	
松木	七〇本	四間	三寸		六五〇	四五、	五〇〇	片側長七間ヾ、高側分間二五本打
同	二〇、	四間	四寸		八〇〇	一六、	〇〇〇	横梁片側五通高側分
繩	二〇〇斤				〇二三	二、	六〇〇	抗結付ヨリ編粗朶用迄
土俵	六〇〇俵				〇五〇	三〇、	〇〇〇	繩代詰送賃共
人夫	四〇人				二五〇	一〇、	〇〇〇	抗打ヨリ土俵積立迄
粗朶	一五〇、				〇四〇	六、	〇〇〇	高側編粗朶用
柵竹	三〇把				二〇〇	六、	〇〇〇	編粗朶用
計						一一六、	一〇〇	

右同所

潮留所長四拾間

高三間五合

根敷五間

馬踏貳間

材料	員数			単価	計金		備考	
土俵	一〇七、一〇、			〇六〇	六四二、	六〇〇	根敷貳間五合馬踏壹間高壹間七合坪二九拾俵	
土	三三六、二						根敷五間馬踏壹間五合高三間五合間通拾壹坪三合八分總四百五拾五坪貳合ノ内ヨリ土俵坪百九坪ヲ加除タルモノ	
人夫	一六八、一、			二六〇	四三七、	〇六〇	土取築立坪二五人ヾ、	
粗朶	三三六、二、〇			〇四〇	一三四、	四八〇	挟粗朶土坪二拾締ヾ、	
同	一四〇〇、〇			〇四〇	二六、	〇〇〇	建粗朶間通三拾五締ヾ、	
割石	一四〇、〇			二、	〇〇〇	二八〇、	〇〇〇	坪二貳拾石以内
栗石	一四七、〇			三、	〇〇〇	四四一、	〇〇〇	根敷壹間八合馬踏三合高三間五合
石工	一四〇			四〇〇	五六	〇〇〇	石垣坪二壹人	
人夫	一四〇			二五〇	三五	〇〇〇	石工手伝垣坪二壹人	
計						二〇五二	一四〇	

一 水門築石井樋巻ケ所

理由井樋筒長八間内法幅筒間貳合高筒間總高三間柱
 貳本立ニシテ招戸壹枚掛底磧地副水越迄板石三枚重子脇磧
 長片側貳間貳合五勺ツ、水越石ヨリ柱戸桁兩覆石迄角真石
 脇磧戸桁通迄灰角石ニテ新築ス

材料	員数	長	厚未 幅口	単価		計金		備考	
				円		円			
人夫	三五、五人			円	三〇〇	一〇、	六五〇	井樋床堀下ケ坪八坪八合八勺坪三四人ッ、	
同	四一、				三〇〇	一二、	三〇〇	地極坪六坪八合參勺坪二六人ッ、	
同	二四、〇				三〇〇	七、	二〇〇	井樋床及地極堀下ケ日敷三日間水干夫一日八人ッ、	
水車	九、個				二〇〇	一、	八〇〇	三日間一日三個ッ、ノ借料	
手桶	一〇、				一五〇	一、	五〇〇	水干用	
松板	二枚	三長 三尺	巾 厚 二尺 三寸		三〇〇	三、	六〇〇	敷板用 地極木ノ下ニ敷モノニシテ長一間二付二枚ツ、	
松角	二四、〇 肩	六長 間	一尺角	一、	五〇〇	三六、	〇〇〇	地極木ニタ重分	
大工	一九、二 人				三五〇	六、	七二〇	地極材木造り方肩二八分ツ、	
人夫	二〇、				三〇〇	六、	〇〇〇	地極材木通石水越石持込夫	
杭木	二四、 本	一、 間	、 二尺 二五		〇三五		八四〇	千鳥杭用	
釘	四八、				〇〇五	〇〇五	二四〇	千鳥杭打付用	
大工	一、 人						三五〇	千鳥杭削り及打付迄一切	
灰石	六、 本	一、 間	一尺角		八〇〇	四、	八〇〇	通石六間分	
真土	六、 坪				一、	二〇〇	七、	二〇〇	地極床堀下ケ埋込用
白灰	六〇、 俵				二〇〇	一二、	〇〇〇	地極床堀下ケ埋込真土坪二拾俵ッ、	
人夫	六、 人				三〇〇	一、	八〇〇	真土ネバ踏	
真石	一、 本	八尺	巾 厚 二尺 五寸	六、	四五〇	六、	四五〇	水越用	
同	二、	六尺 五	同	四、	四〇〇	八、	八〇〇	脇柱用	

同	二	六尺五	同	四	四〇〇	八	八〇〇	脇柱用
割石	二四、坪〇			三	六〇〇	八六	四〇〇	井樋両側段下石垣用
同	九、坪六			二	〇〇〇	十九	二〇〇	井樋内外長八間張石用
栗石	二四			三	〇〇〇	七	二〇〇	張石下用
墓石	二本	九尺	一尺角	五	〇〇〇	一〇	〇〇〇	戸桁及込板分
同	三	四尺五	巾六寸厚八寸	三	〇〇〇	四	〇〇〇	両切石
同	九	八尺五	一尺角	二	〇〇〇	一八	〇〇〇	蓋石
割石	二、坪			二	〇〇〇	四二	〇〇〇	段上距規石垣用両側分
栗石	四三、坪二			三	〇〇〇	一二九	六〇〇	両側分石垣用
灰石	七、八坪五		六厚寸	三	〇〇〇	二三	六二五	脇礎両側分ニテ 高二間二合五勺 長三間五合
人夫	十五、人八				三〇〇	四	七四〇	脇礎持込坪二貳人ツ、
割石	三八、坪四			二	〇〇〇	七	六八〇	蓋石上石垣用
栗石	一、一五			三	〇〇〇	三	四五〇	蓋石上石垣用
築坪	五八、坪四				九五〇	五五	五一八	両側石垣並ニ張石及蓋上石垣割石 坪石工賃
人夫	二〇、〇				二五〇	五	〇〇〇	漆喰搗松葉煎シ目塗迄
同	一〇、〇				三〇〇	三	〇〇〇	柱立用
白灰	二〇、俵〇				二〇〇	四	〇〇〇	地極水越及脇礎目塗迄
松葉	一、駄				六〇〇		六〇〇	漆喰用
薪	一五、把				〇二五		三七五	松葉煎シ用
赤土	三、駄				二〇〇		六〇〇	漆喰用
塩	三、升				〇五〇		一五〇	漆喰用

粗朶	一三四、四ノ				〇四〇	五、	三七六	敷粗朶用
同	四五〇、〇				〇四〇	一八、	〇〇〇	建粗朶用
杭木	八本	二間	尺三五寸		一〇〇		八〇〇	敷成木
同	四八、	一、	二寸五		〇三五	一、	六八〇	鼻杭木
同	二四、	二、	三寸		〇七五	一、	八〇〇	張石留杭敷成迄
招戸	一枚			一一、	〇〇〇	一一、	〇〇〇	
シノ方	一組					一六、	〇〇〇	
石土儀	七二儀				一〇〇	七、	一一〇	潮留迄筒内締切用
人夫	一五人				三〇〇	四、	五〇〇	招戸掛方並二潮留後筒内外渡方迄
計						六二〇	七四四	

右同所

一裏土立坪貳千八百六拾貳坪六合長三百六拾七間根敷四間
 高三間
 馬踏志間貳合
 理由前項表石垣二付属スル裏土ナリ

【文書の内容】

熊本県における明治時代の干拓に関する文書は、熊本県立図書館の県政資料第三類水面に分類され保存されている。県内各地からの干拓の願い出は、小規模な干拓が多い天草郡からの願い出が最も件数が多い。その中で、一、明豊開の海面埋立願の変更に関する文書と、二、大豊開の海面埋立願と許可に到るまでの文書を掲載した。

明治時代における、民間の干拓に関する行政上の手続きは、「海面埋立願」、「公有水面埋立願」などとして地元の有力者層から当該町村長名を添えて県に進達された。出願人は、複数である場合が多い。願い出には、干拓場所、干拓面積、官有地（堤防、道路、溝渠）と民有地（宅地、耕地）の面積区分が示され、埋立方法書、堤防・樋門の設計書が添えられた。県からさらに政府の所轄省庁である内務省へ届けられ、内容を審査の上、事業が計画通り実行可能と判断されると、公有水面埋立の命令書が下付された。命令書には実施における各条件が示されている。様式は決まっていたようで、埋立場所、出願人、許可後の着手期限、成功期限等は様式に書き込む形式になっている。干拓に着手すると、当初の計画通りには進まない場合もあったようで、干拓範囲の変更、出願人の加除の届出などがみられ、干拓自体の取り止めも少なくなかったと考えられる。干拓が予定どおり完了すると、その旨「海岸埋立成功届」、「竣功御届」「埋立開墾落成二付、御下渡願」などとして届けられ、認められると出願人の所有するべき耕宅地については、登記となる。

明豊開に関しては、一の干拓内容変更に関する文書を確認した。文書によると、明豊開は明治三十四年四月に許可を受けその後埋立地を二区に分けることになり、そのうち第一区は既に成功しているが、第二区については、明治三十一年十二月まで延期を願い出たにも関わらず、その期限が過ぎても着手することすら出来ず、結局許可取り消しとなったことが判明する。この取り消しとなった第二区の四十九町六反六歩は後の大豊開に相当する部分である。期限が過ぎても干拓が完了していないことで、熊本県の内務部長から玉名郡長宛に状況の回答を求め、これを受けて玉名郡長古城弥二郎から明治三十二年二月十四日付けで干拓にまだ日数を要す旨回答されている。その後の取り消しの年月日については、起案の回議書のみで不明であるが、二月十四日以降、近い時期に取り消されたと思われる。後述する大豊開の埋立願は、明治三十二年二月二十日付けで提出されており、日付が接近していることから推測すると、明豊開の干拓中、既に第二区の干拓は工事の見込みが立たず、取り消し以前に明豊開の出願人八名とは別に、大豊開の出願人三名によってその部分を引き継ぐ形で計画が練られていたと思われる。

大豊開に関しては、二の海面埋立願から許可を得るまでの一連の文書がほぼ残っており、当時の状況を知ることが出来る。明治三十二年二月二十日付けで海面埋立願が提出されており、明豊開の第二区の干拓許可が取り消されるのもその日付前後であるとみられる。その後、干拓の実施にあたって、県の米川吏員による現地調査が行われ、さらに出願人の資産調書、堤防工事の設計書の調整、隣接する小天村の承諾書、干拓面積の内訳の変更などの要求がなされ、願出は一旦返却されたあと、訂正後明治三十二年七月四日付けで再度提出されている。干拓の審査は比較的念入りだったようで、このことは明豊開としての干拓が一度失敗したことも影響していると思われる。

大豊開の埋立工事設計書には、総額で二万八千五百五十四円二十七銭四厘が計上され、内訳は、堤防及び樋門の工事に要する費用である。構成は、人件費と材料費のみであり、現在の工事請負費での直接工事費に相当する。堤防と樋門のそれぞれの内訳と、堤防の標準断面図と併せて構造等が判明する。堤防の断面形は台形を呈し、海側の石積は、練積用のモルタル又は石灰が計上されていないことから間知石の空積だったようである。樋門は、樋筒（樋管部分）の長さ八間、内寸が幅一間二合、高さ一間、総高が三間の一枚戸樋門であり、部分的に真石（花崗岩）と灰石（阿蘇溶結凝灰岩）が使用されたことが判明する。樋門は昭和五十年の改修の時点では、二枚戸樋門になっており、大正若しくは昭和の潮書後に二枚戸に改修されたと考えられる。（未永）

報 告 書 抄 録

ふりがな	たまなしかんたくかんれんしせつちようさほうこくしよ							
書名	玉名市干拓関連施設調査報告書							
副書名								
巻次								
シリーズ名	玉名市文化財調査報告							
シリーズ番号	第25集							
編著者名	未永 崇							
編集機関	玉名市教育委員会							
所在地	〒869-0292 熊本県玉名市岱明町野口2129							
発行年月日	平成23(2011)年3月22日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 (㎡)	調査原因
		市町村	遺跡番号					
きゆうたまなかんたくしせつ 旧玉名干拓施設	くまもとけん 熊本県 たまなし 玉名市 おおはままち 大浜町 よこしままち 横島町	43206		32°52'03"	130°31'25"	平成17年4月1日 ～ 平成23年3月31日	-	
所 収 遺 跡	種 別	主 な 時 代		主 な 遺 構		主 な 遺 物		特記事項
旧玉名干拓施設	建造物	明治時代		干拓堤防、樋門				

印刷仕様

- 版 型／A4 判
- 頁 数／160 頁
- 印 刷／オフセット印刷
- 製 版／スクリーン線数 200 線
- 用 紙／表 紙 (アートポスト 220kg)
見 返 し (色上質紙 70.5kg)
本 文 (マットコート紙 76.5kg)
巻頭図版 (アート紙 76.5kg)
- 製 本／左無線綴じ

玉名市文化財調査報告 第25集

玉名市干拓関連施設調査報告書

平成23(2011)年、3月

平成23年3月21日印刷

平成23年3月22日発行

編集発行 玉名市教育委員会

〒869-0292 熊本県玉名市岱明町野口 2129

TEL 0968-57-4429

印 刷 玉名民報印刷

〒865-0015 熊本県玉名市亀甲 261

TEL 0968-72-2535